

度会町第2次障害者基本計画 及び第3期障害福祉計画

平成24年3月

度 会 町

目次

1. 計画の策定に当たって.....	1
1-1 計画策定の趣旨.....	1
1-2 計画の性格.....	2
1-3 計画の期間.....	3
2. 度会町の現状・課題.....	4
2-1 障害者手帳所持者の状況.....	4
2-2 アンケート調査結果概要.....	5
3. 計画の基本的な考え方.....	11
3-1 計画の基本目標.....	11
3-2 計画の視点.....	12
3-3 計画の体系.....	13
4. 施策の基本方向と取り組みの推進.....	14
4-1 広報・啓発活動.....	14
4-2 生活支援.....	18
4-3 保健・医療.....	24
4-4 教育・育成.....	26
4-5 障がいのある人の雇用・就労.....	30
4-6 生活環境.....	32
5. 障がい福祉計画の推進.....	35
5-1 計画の視点.....	35
5-2 平成26年度における数値目標の設定.....	37
5-3 障害者自立支援法によるサービスの提供.....	39
6. 障害福祉サービス等のサービス見込量と確保策.....	40
6-1 訪問系サービス.....	40
6-2 日中活動系サービス.....	42
6-3 居住系サービス.....	48
6-4 相談支援.....	50
6-5 相談支援事業.....	51
6-6 コミュニケーション支援事業.....	53

6-7	日常生活用具給付等事業	54
6-8	移動支援事業	55
6-9	地域活動支援センター	56
6-10	本町が自主的に取り組む事業（任意事業）	57
6-11	障がい児通所支援及び障がい児相談支援	58
7.	計画推進のために	60
7-1	推進体制の確立	60
7-2	啓発と地域の福祉力の向上	60
7-3	地域における人材の確保	60
7-4	サービスの質の向上	61
7-5	関係機関との連携	61
7-6	計画の進行管理	61
8.	資料	62
8-1	用語解説	62
8-2	第2次障害者基本計画及び第3期障害福祉計画策定の経過	66
8-3	度会町保健福祉事業計画策定委員会委員名簿	66

1. 計画の策定に当たって

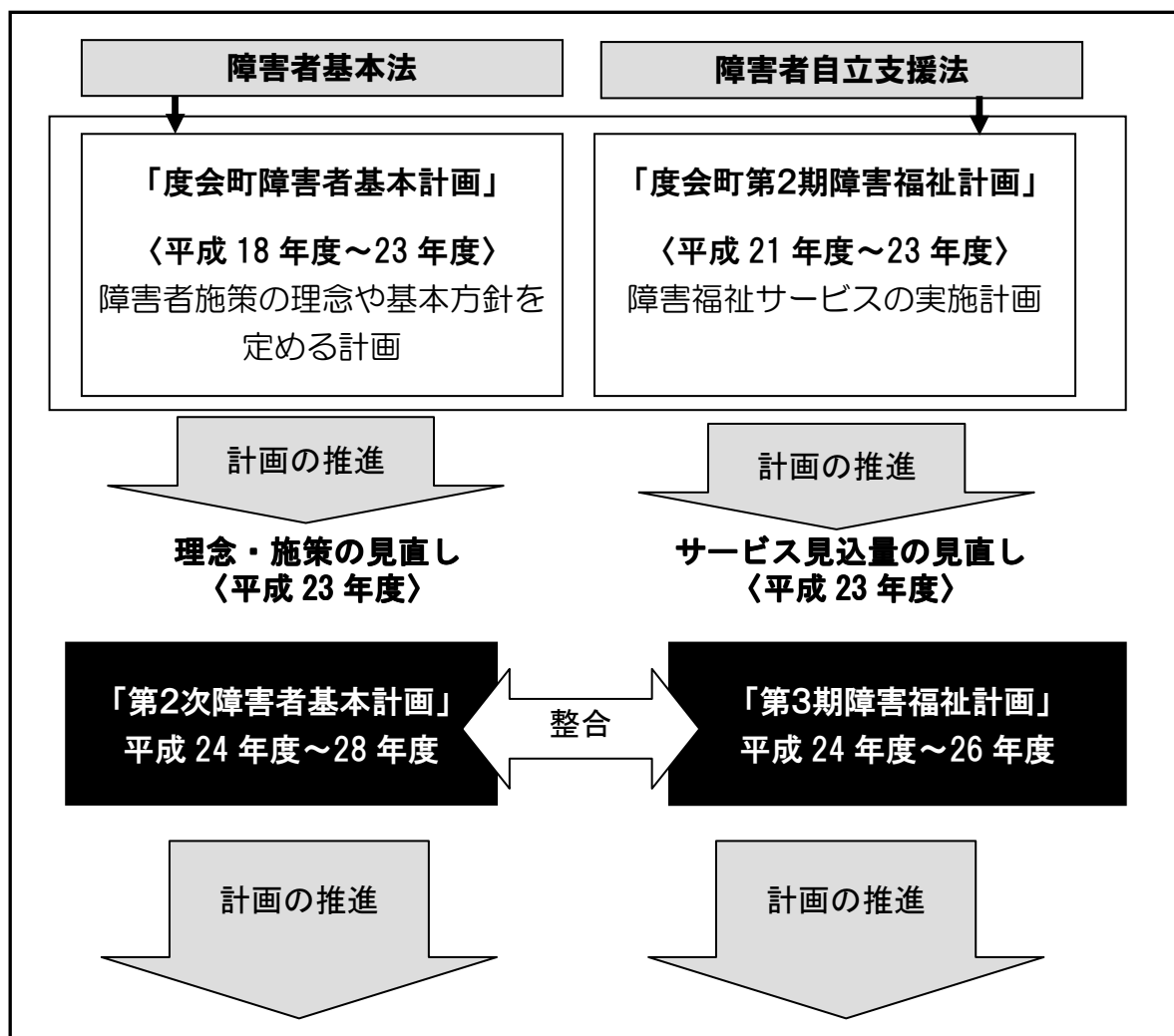
1-1 計画策定の趣旨

- わが国では、ノーマライゼーション*の理念のもと、障がいのある人もない人も、地域でともに暮らし、ともに活動できる社会の実現に向け、障がいのある人の自立と社会参加を目的に施策が講じられてきました。
- 度会町では、障害者基本法*に基づく「障害者基本計画」を策定するとともに、平成18年からは、障害者自立支援法の施行に伴い、「障害福祉計画」を策定するとともに、日常生活支援をはじめとする様々な障害福祉サービスの充実に取り組んできています。
- しかし、平成22年12月には、障害者自立支援法や児童福祉法等を一括して改正する法律が成立し、「障害者総合福祉法（仮称）」の制定までの間に早急に対応を要する事項の見直しが行われています。

また、国連の「障害者権利条約」を批准するための国内法の整備として、「障害者基本法」の改正（平成23年8月公布）や、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の制定（平成24年10月施行）、「障害者差別禁止法（仮称）」の制定など、障がい者施策全般について見直しが進められています。
- 現在、国の法律や制度が大きく変わり、障がいのある人を取り巻く環境は大きな転換期を迎えています。今回策定する「度会町第2次障がい者基本計画及び第3期障がい福祉計画」は、国の障がい者施策全般の見直しの動向も見据えたものとし、支援体制のさらなる充実をめざすためのものです。

1-2 計画の性格

- 「度会町第2次障がい者基本計画」は、障害者基本法 11 条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、本町における障がい者施策全般にかかわる理念や基本的な方針、目標を定めた計画です。
- 「度会町第3期障がい福祉計画」は、障害者自立支援法第 88 条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として、平成 26 年度を目標年度として障がいのある人の地域移行や一般就労*への移行について数値目標を定めるとともに、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスについて平成 24 年度から平成 26 年度までにおける必要量及び必要量確保のための方策を定めた計画です。



1-3 計画の期間

- 「第2次障害者基本計画」の期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とします。
- 「第3期障害福祉計画」の計画期間は、国の方針で平成24年度から26年度の3年間となっています。なお、計画期間中には、「障害者総合福祉法（仮称）」の制定が予定されており、国の指針等に従い見直しを行う可能性もあります。

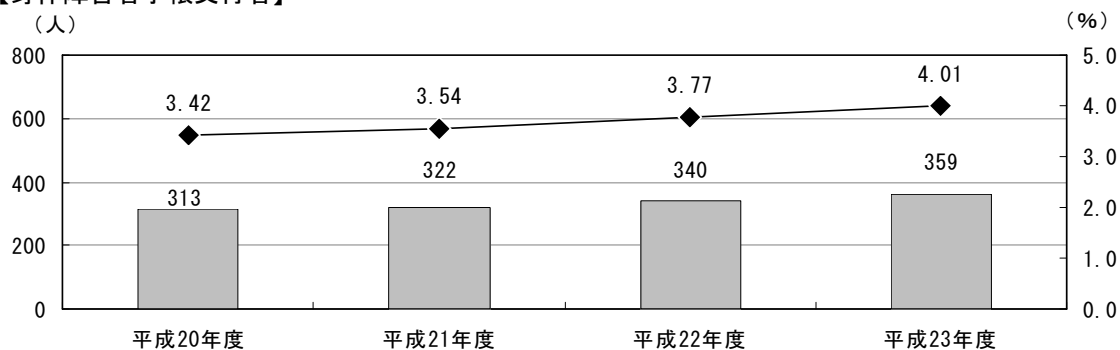
平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
障害者基本計画										
						第2次障害者基本計画				
第1期障害福祉計画										
			第2期障害福祉計画							
						第3期障害福祉計画				

2. 度会町の現状・課題

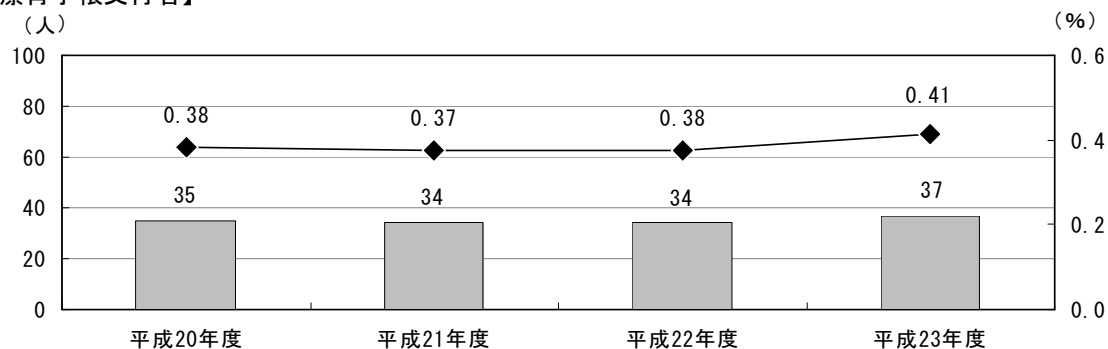
2-1 障害者手帳所持者の状況

- 本町の障害者手帳所持者数は年々増加しています。
- 総人口に占める手帳所持者数の割合も増加しています。
- 障害者手帳の所持者数は、今後も一定の割合で増えると見込まれます。また、障害者手帳を所持しない、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい等の人も含めると、障害福祉サービスの対象となる人は、さらに増えると見込まれます。

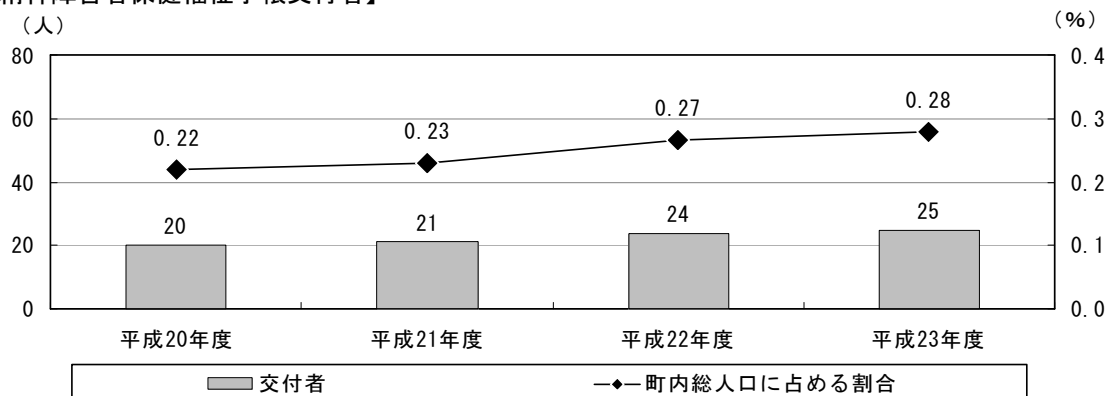
【身体障害者手帳交付者】



【療育手帳交付者】



【精神障害者保健福祉手帳交付者】

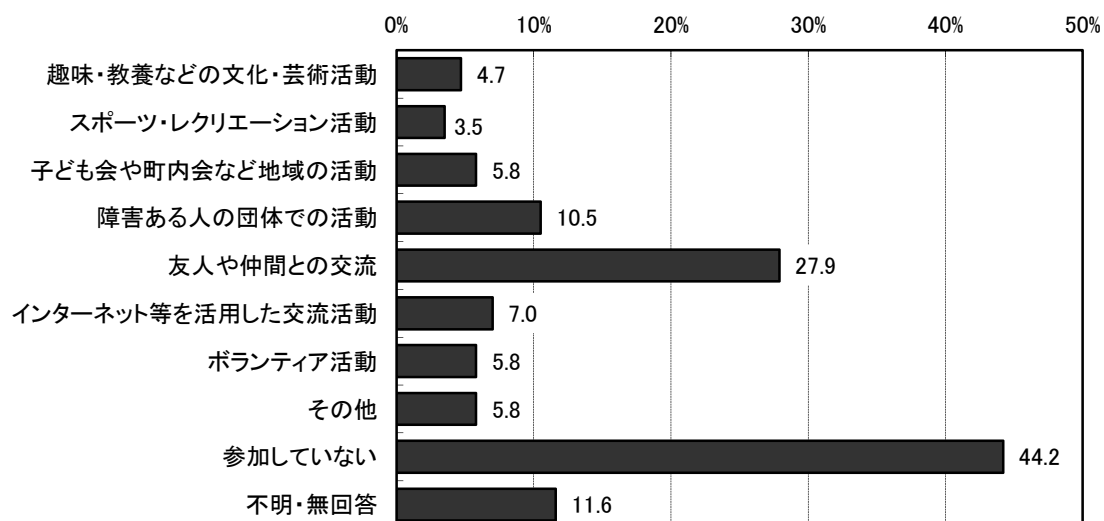


2-2 アンケート調査結果概要

①社会参加について

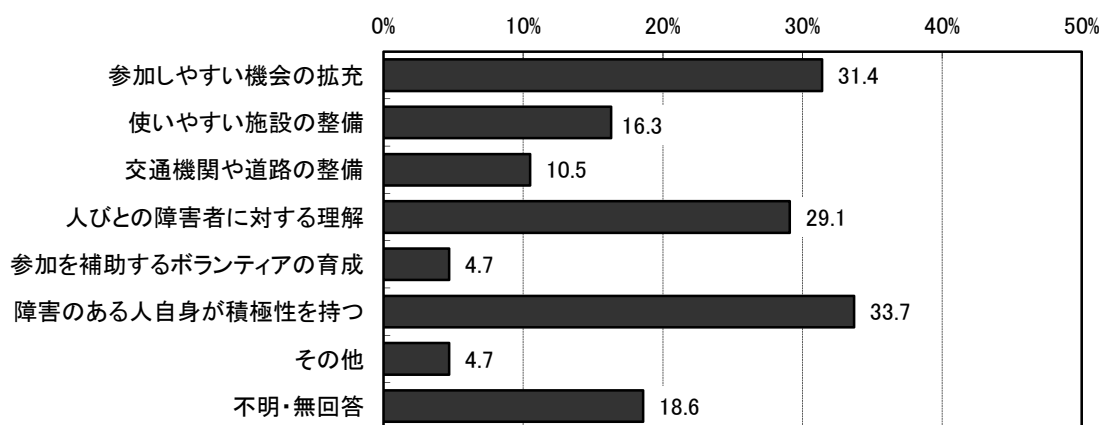
■次のような社会参加に関する活動をしていますか（複数回答）

N=86



■地域や社会に積極的に参加するため、特に大切なことは何ですか（複数回答）

N=86

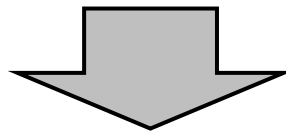
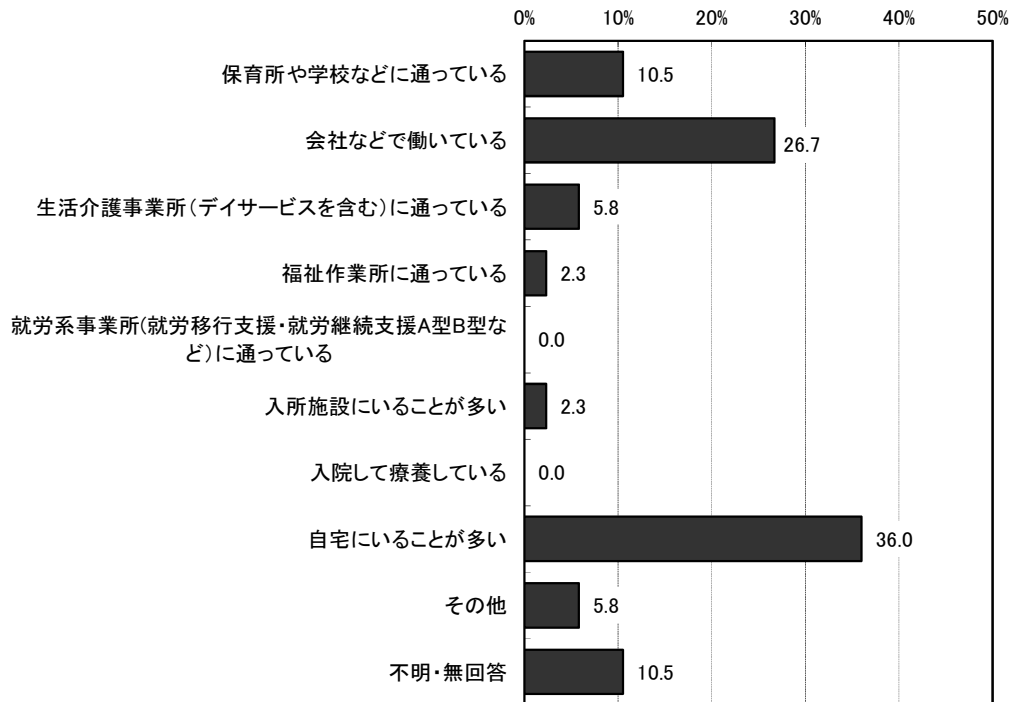


- 地域や社会に積極的に参加するため、特に大切なことについては、「参加しやすい機会」や「障がい者に対する理解」、「障がいのある人が積極性をもつ」が高くなっており、社会参加のためには、機会の拡大や、住民の理解、障がいのある人自身の積極性が求められています。

②日中の過ごし方について

■平日の日中、主にどのように過ごしていますか（単数回答）

N=86

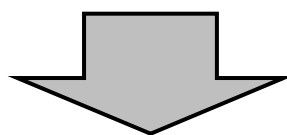
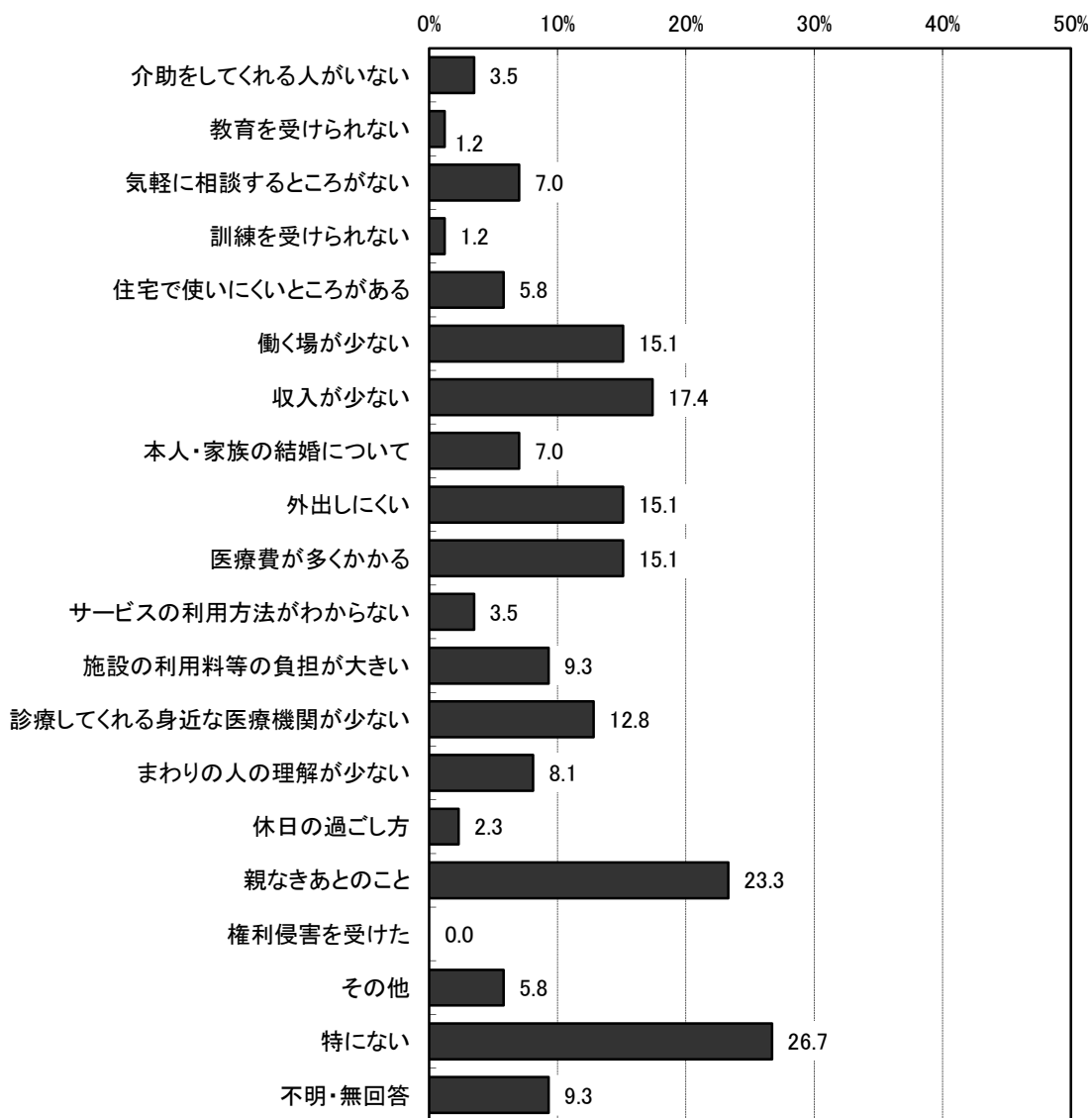


- 自宅で日中を過ごしている人が多く、日中の居場所づくりが課題となっています。また、福祉サービスを利用している人が全体の1割となっており、福祉サービスにつながらない人も多いことがうかがえ、今後、サービスの利用促進に努める必要があります。

③現在の生活で困っていること、不安に感じていること

■現在の生活で困っていること、不安を感じていることはありますか（複数回答）

N=86

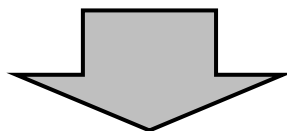
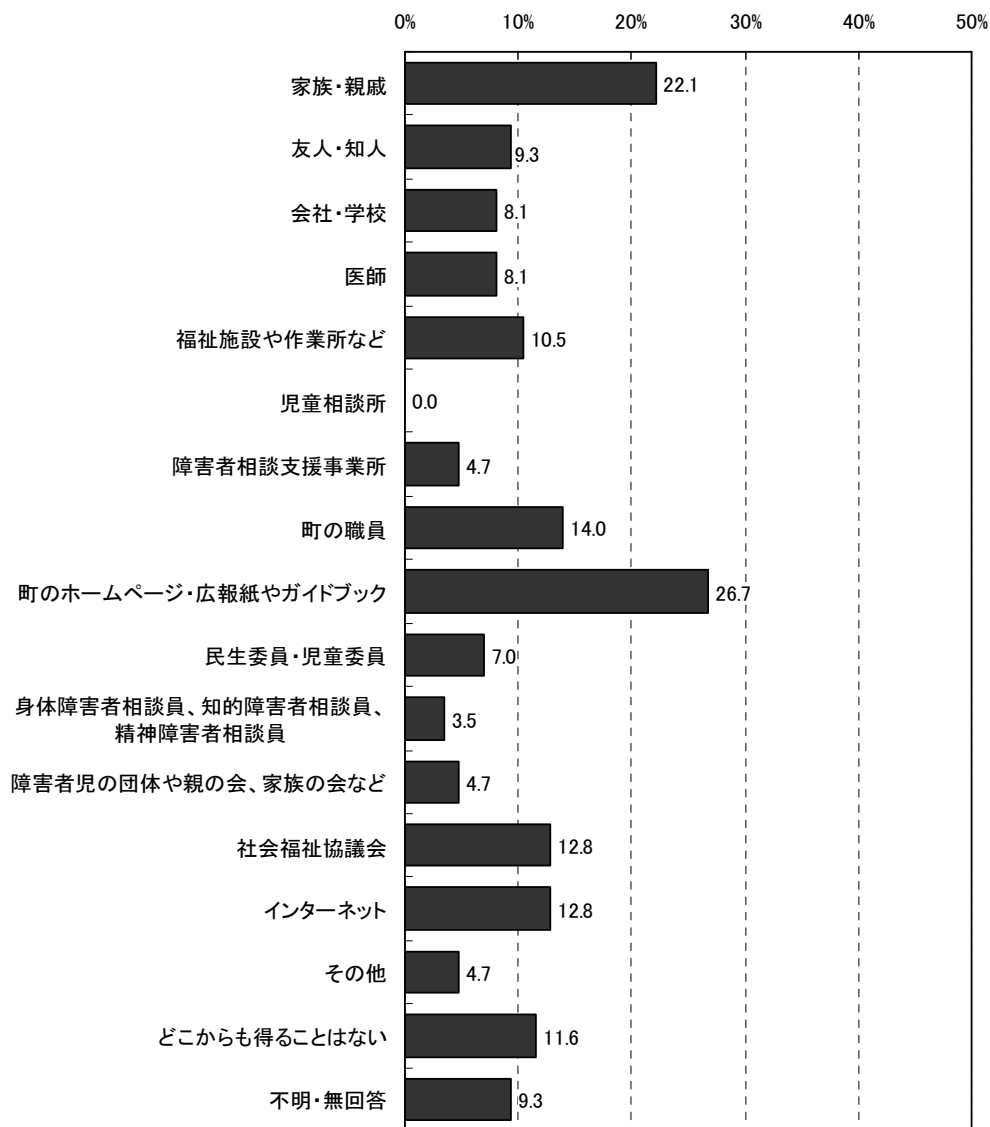


- 親なきあとのことに不安を抱えている人が多く、将来的な住まいの場（グループホーム・ケアホーム）の確保等が求められている現状がうかがえます。その他に、相談や就労、収入面での不安が高くなっています。

④福祉に関する情報の入手先について

■福祉に関する情報の主な入手先はどこですか（複数回答）

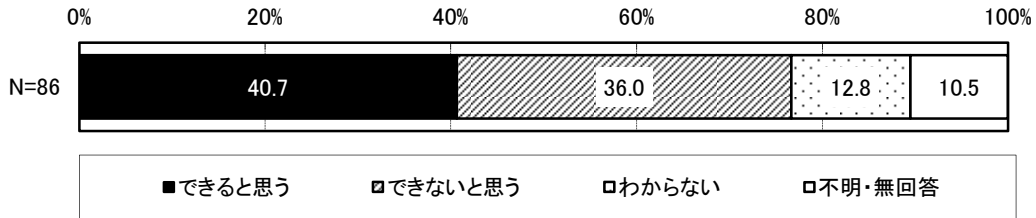
N=86



- 特に、「町のホームページ・広報紙やガイドブック」が高くなっています。町が情報発信にさらに努めることの必要性がうかがえます。また、平成 24 年度より、「計画相談支援」としてサービス等利用計画作成の対象者が大幅に拡大され、国の指針では平成 26 年度までにすべてのサービス利用者が利用するように目標設定がされます。今後は、4.7%となっている「障害者相談支援事業所」のさらなる役割の充実が求められています。

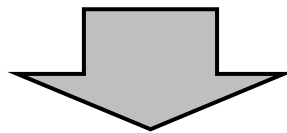
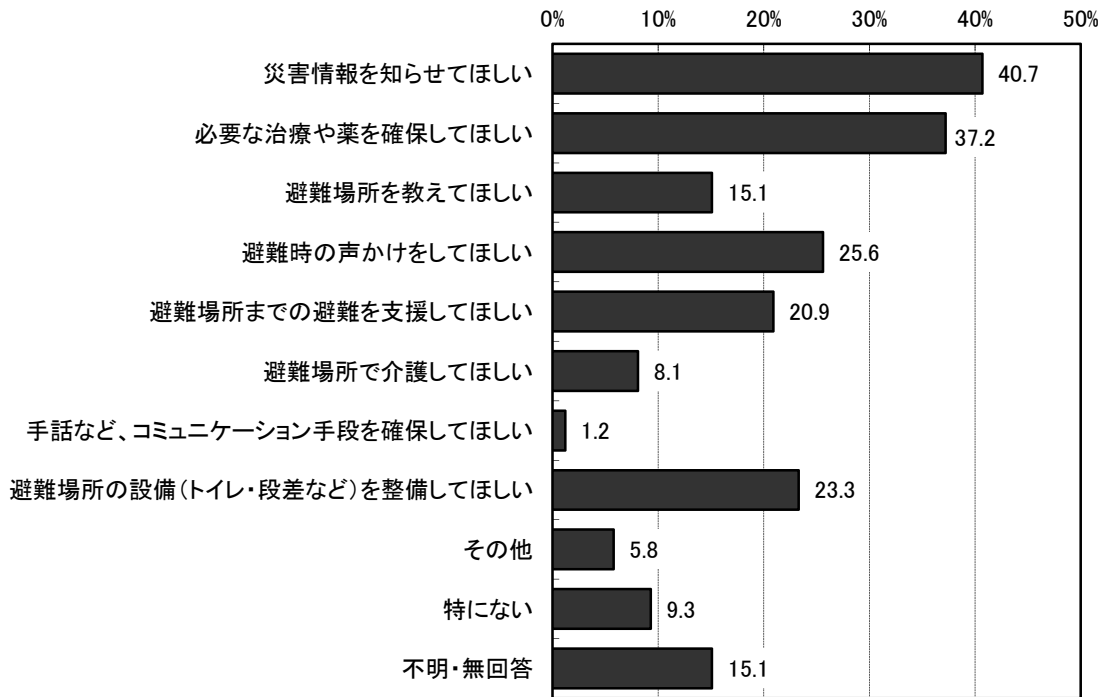
⑤災害時の支援

■火事や地震等の災害時に、あなたは一人で避難できますか（単数回答）



■災害発生時に支援してほしいことは、何ですか（3つ回答）

N=86



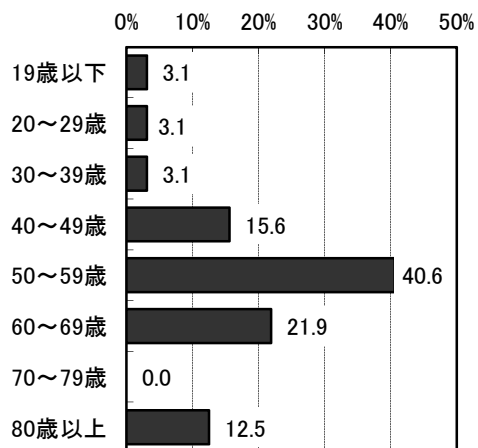
- 一人では避難できない人が 36.0%と高くなっており、災害時に何らかの支援の必要性がうかがえます。

災害時の支援については、「災害情報を知らせてほしい」が最も高く、情報の伝達面でのニーズが高くなっています。また、必要な治療や薬の確保など医療面での支援の必要性が高くなっています。その他にも、退避行動や避難場所での支援の充実など、総合的な災害時の支援体制の充実が求められています。

⑥ 介助者の支援

■ 介助者の年齢（数量回答）

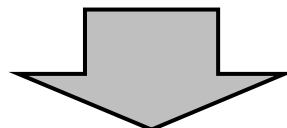
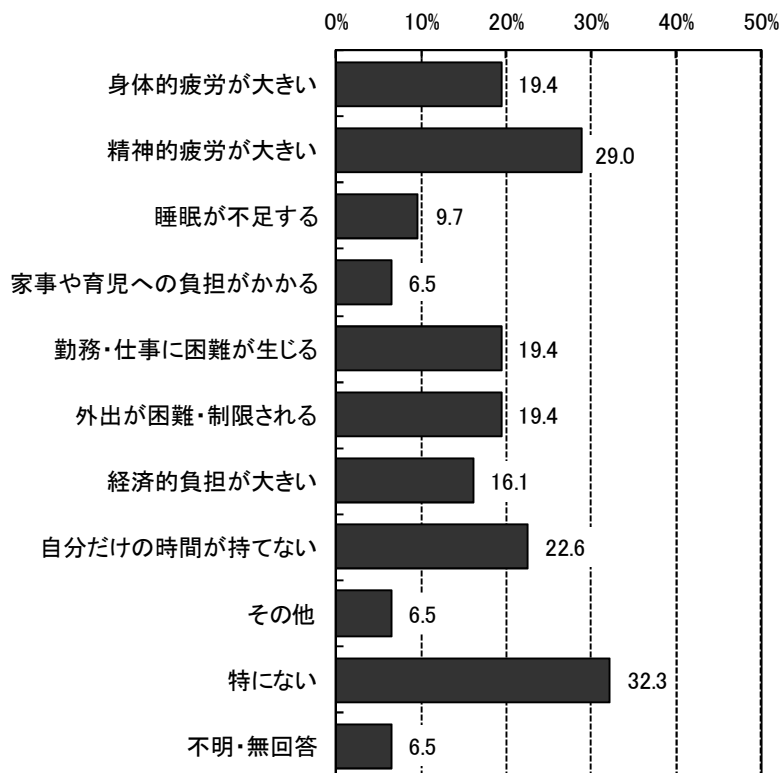
N=32



〔該当者のみ〕

■ 介助をしていて、何か困っていることはありますか（複数回答）

N=31



- 介助者の高齢化が進んでいることがうかがえます。

今後は、介助者の精神的・肉体的負担を軽減するための福祉サービスの充実や、障がいの種別によって様々な種類の悩みや情報があるため、多岐にわたる相談・情報提供の充実が必要です。また、希望するサービスを選択して利用できるよう、在宅サービスや施設サービスの充実等を行う必要があります。

3. 計画の基本的な考え方

3-1 計画の基本目標

ともに住みやすい度会町をめざして
～障がいの有無にかかわらず、すべての人が心豊かに、
暮らせる度会町をみんなで実現する～

【基本目標の考え方】

- 障がいの有無にかかわらず各々の個性が尊重され、一人の住民として同じ立場で暮らしていける「度会町」をめざしていくことが必要です（包み込み、支え合う社会）。
- そのために、障がいのある人の日常生活や社会参加に必要な一人ひとりに応じた支援をめざしていくことが必要です
- 「障がいの有無にかかわらず、すべての人が心豊かに、普通に暮らせる度会町」を、行政だけではなく障がいのある人自身、障がいのある人を支える人、地域で障がいのある人とともに暮らす人、その他すべての住民、事業者が一体となって「みんな」でつくっていくことが必要です。

これまでの計画の基本理念である「連携と障害者福祉の充実」を基本的な考え方とし、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」という障害者基本法（平成 23 年 8 月改正）の目的を踏まえつつ、新たに基本目標を定めています。

3-2 計画の視点

基本目標を達成するため、次の4つの計画の視点を設定しました。

(1) 生きがいのある暮らしづくり ～社会参加の支援～

障がいのある人が生きがいを持って生活できるよう、障がいのある人の雇用・就労の支援の拡大を図るとともに、障がいのある人の社会参加活動の機会の充実を図ります。

(2) 豊かな暮らしの基礎づくり ～日常生活の支援～

障がいのある人が自分にあった生活を送ることができるように、住まいの場の拡充を図るとともに、福祉、医療等のサービスの充実を図ります。また、サービスに関する情報を容易に得ることができるようにするとともに、その利用等についての相談も気軽に受けられるよう、相談支援等の充実を図ります。

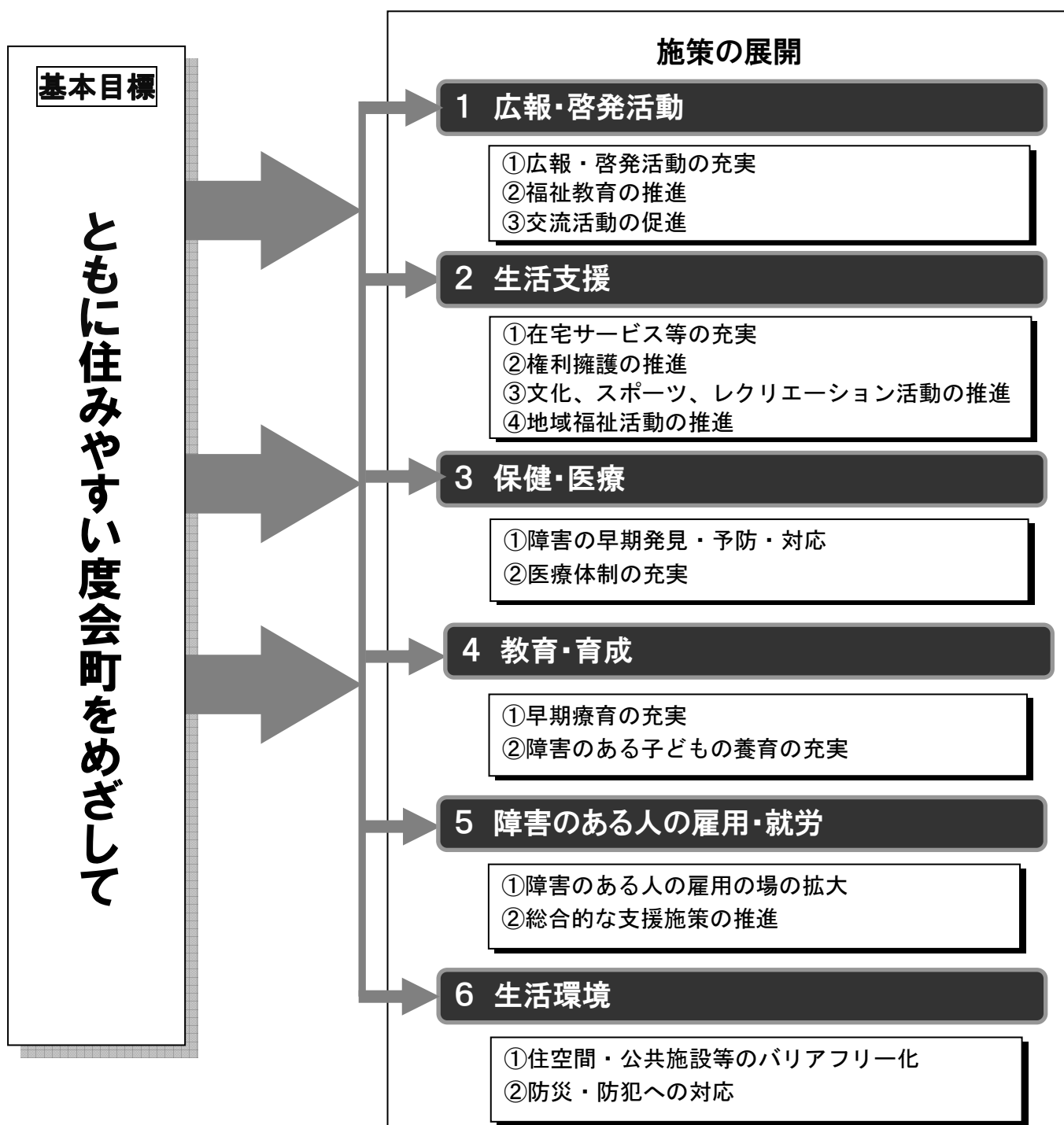
(3) 心あたたかな地域社会づくり ～地域福祉の取り組み～

障がいのある人が地域社会の一員として暮らせるように、地域住民の支え合いの気持ちを育み、ボランティア*活動の促進に努めます。

(4) バリアフリーのまちづくり ～社会環境の整備～

障がいのある人が安全に暮らせるまちであるように、道路や公共施設のバリアフリー*化に努めるとともに、教育の場などにおいて、ノーマライゼーション理念や障がい特性について啓発し、心のバリアフリーの推進を図ります。

3-3 計画の体系



計画の視点

生きがいのある暮らしづくり ～社会参加の支援～
 豊かな暮らしの基礎づくり ～日常生活の支援～
 心あたたかな地域社会づくり ～地域福祉の取り組み～
 バリアフリーのまちづくり ～社会環境の整備～

4. 施策の基本方向と取り組みの推進

4-1 広報・啓発活動

現状や課題

- 平成 23 年 8 月に障害者基本法が改正され、障がいのある人にとって日常生活または社会生活を営む上で障がいとなるような社会における一切のものが「社会的障壁」と定義され、「障がい者」とは、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものであることが明記されました。
- 今後は、住民一人ひとりが障がいや障がい特性などを理解したうえで、障がいのある人にとってのあらゆる障壁を取り除くための取り組みを進めていくことが求められています。
- 一方、アンケート調査結果をみても、障がいのある人の社会参加はあまり進んでいない現状があります。また、社会参加のためには、機会の拡大や、住民の理解、障がいのある人自身の積極性が求められています。
- 今後、広報・啓発活動を充実させ、障がいのある人への理解の促進を図ることが必要です。障がいの理解には、児童・生徒の年齢等に応じて行う、学校における福祉教育*の役割が大きく、さらなる福祉教育の充実が求められています。
- こうした地域理解を深めるための活動の他に、地域の課題を解決するために、各機関の連携によるネットワークの構築や社会資源の改善・開発など度会町に合った取り組みがさらに求められています。

施策の推進方策

①広報・啓発活動の充実

今後の取り組み	
○広報・パンフレット・ホームページ等の活用	広報、パンフレット、町のホームページ等の広報媒体を活用し、障がいや障がいのある人について町民の理解と啓発を推進します。
○障がいの種類に応じた広報の充実	ボランティアや関連団体・機関との連携を図り、広報紙等の刊行物の拡大版発行や音声化等の導入・検討を進めます。
○「障がい者週間*」等を中心とした広報・啓発	「障がい者週間」(12月3日~12月9日)、「人権週間」(12月4日~12月10日)、「障がい者雇用支援月間」(9月)の周知を図るとともに、「障がい者週間」の期間を活用し、障がい者団体等と連携し啓発活動や障がいへの理解を深めるためのイベント活動等を推進します。
○障がい者関係団体による啓発活動の促進	障がいに関して広く町民の理解を深めるため、障がい者関係団体との連携・支援を強化し、啓発活動の促進を図ります。
○新たな障がいへの啓発促進	内部障がいや学習障がい* (LD)、注意欠陥・多動性障がい (ADHD)*、自閉症*等の発達障がい・精神障がい等、町民の理解の進んでない障がいについて理解の促進に努めます。
○虐待に関する広報の実施	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」施行に向けて、障がい者虐待の禁止や虐待を発見したときの通報義務等の広報啓発を図ります。

②福祉教育の推進

今後の取り組み	
○学校における福祉教育の推進	「地域ふれあい体験活動」や「総合的な学習の時間」等を活用し、子どもたちから福祉に対する理解を深める福祉教育を推進します。
○人権教育事業の推進	障がいに関する問題をはじめ、様々な人権問題について正しい理解と認識を深めるため、講演会等の定期的な開催を図ります。
○各種講座・教室の開催	公民館や図書館など社会教育関連施設と連携し、障がいに関する理解を深めるための講座や教室の開催に努め、町民の学習機会の拡充を図ります。
○福祉教育活動への支援	福祉に関する資料の貸し出しや情報提供に努め、各種講演会や講座・教室・研修会など、地域における福祉教育活動の促進を図ります。

③交流活動の促進

今後の取り組み	
○障がい者教育事業の推進	障がいのある人の社会参加の促進を図るため、交流活動や学習活動に必要な指導者の育成に努めます。
○学校における交流活動の推進	関係機関・団体との連携を強化し、学校における福祉・ボランティア活動や福祉体験学習等のカリキュラムの中で、障がいのある人との交流機会の充実を図ります。
○交流の場づくり	障がいのある人と地域住民との交流を活発にするため、イベントやフェスティバル等の企画・実施を検討します。

4-2 生活支援

現状や課題

- 障害福祉サービスとして、居宅における介護支援、外出時の移動中の介護支援、就労に必要な知識や能力の向上を図る訓練などの事業の充実に努めています。また、地域生活におけるきめ細かいニーズ*に対応するため、地域での障がいのある人の福祉に関する相談などの事業を実施しています。今後も、障がいのある人の多様なニーズへの対応や相談事業から福祉サービスへの提供につながるようなネットワークづくり、また、福祉サービスが利用促進されるよう人材の確保や障がいに応じた受け入れ体制を整えるなどのサービス提供基盤の整備が必要です。
- 国では平成 25 年 8 月に、障害者自立支援法に替わり「障害者総合福祉法（仮称）」が制定される予定となっており、今後、障害福祉サービスの体系が大きく変わることとなります。そのため、このような国の動向にも対応しつつ、引き続き障害福祉サービスの提供基盤等の充実に努めることが必要となっています。
- 地域で自立した生活を営むためには、障害福祉サービスや地域生活支援事業*など国が制度化したサービスだけでなく、地域の特性を踏まえた中で、県・町の制度その他様々な地域の資源やインフォーマルなサービスを組み合わせるなど、個々の状況に応じた適切な支援が必要となります。度会町では県制度なども活用しながら、国の制度を補完する事業の実施や国の制度も含めて各種手当の支給を行うほか、障がいのある人の基本的人権や財産保護など様々な権利を守るための権利擁護*事業の実施に努めています。今後は、こうした各種制度の周知や、権利や尊厳が保持されるように権利擁護の視点をもった事業のさらなる充実に努められています。

①在宅サービス等の充実

(1) 自立支援給付・地域生活支援事業の推進

今後の取り組み	
○障がい者ケアマネジメント*システムの構築	相談支援事業における相談支援専門員の資質向上を図り、障がいのある人の自立に結びつく適切なサービス利用を支援するケアマネジメントシステムの構築を進めます。
○地域生活支援事業の推進	障がいのある人が、その有する能力と適性に応じて、自立した日常・社会生活を営むことができるよう、「相談支援事業」「コミュニケーション支援事業」「日常生活用具給付事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター*事業」の必須事業に加え、その他事業として「日中一時支援事業」「社会参加促進事業」を実施し、障がいのある人や介助者の地域生活を支援するとともに、サービスの充実を図ります。
○介護給付にかかわるサービスの推進	障がいのある人が自立した日常生活を営むことができるよう、障害者自立支援法に基づき、「居宅介護」「重度訪問介護」「行動援護」「同行援護」「重度障害者包括支援」「療養介護」「生活介護」「短期入所」「共同生活介護」「施設入所支援」の各サービスの支援の充実を図ります。
○訓練等給付にかかわるサービスの推進	障がいのある人が自立した社会生活を営むことができるよう、「自立訓練」「就労移行支援」「就労継続支援」「共同生活援助」の各サービスの支援の充実を図ります。
○補装具*事業の実施	障がいのある人の身体機能を補完または代替し、日常生活をしやすくするため、補装具の給付を行います。

今後の取り組み

○自立支援医療*の給付

18歳以上の身体障がいのある人の障がいを軽減または回復させるための手術や治療など、日常生活における適応能力を増進させるために必要な自立支援医療（更生医療）の給付を行います。18歳未満の障がいのある子どもにおいては自立支援医療（育成医療）、また、精神障がいのある人においては自立支援医療（精神通院）を受給できるよう関係機関と連携を図ります。

○ホームヘルパーの充実

重度障がいのある人への対応など、一人ひとりの障がいの状況に応じた支援が行えるよう、ホームヘルパーの養成研修等への参加を促進します。

（2）外出支援の推進

今後の取り組み

○ガイドヘルパーの充実

視覚障がいのある人や重度の身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人など、一人ひとりの障がいの状況に応じた外出支援が行えるよう、ガイドヘルパーの養成研修等への参加の促進を図り、質の向上に努めます。

（3）その他の福祉サービスの推進

今後の取り組み

○各種障害者手当等の支給

「特別障害者手当」「障害児福祉手当」「経過的福祉手当」「特別児童扶養手当」等の各種手当の普及啓発に努めます。

○難病*患者に対するサービスの実施

在宅難病患者及び家族の福祉の向上を図るため、ホームヘルパー派遣や日常生活用具の給付を行う在宅難病患者福祉事業を推進します。

②権利擁護の推進

今後の取り組み

○地域福祉権利擁護事業の推進

知的障がいのある人、精神障がいのある人など判断能力にハンディキャップを有する人が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の支援、相談などを行う権利擁護事業を推進します。

○見守りネットワークの構築推進

民生委員、児童委員*等関係機関との連携を強化し、対象者の早期発見や適切な支援が行えるよう、ネットワークの構築を推進します。

○成年後見制度*の利用促進

地域生活支援事業における「成年後見制度利用支援事業」を推進するとともに、高齢者施策における成年後見制度の利用支援とも連携し、障がいのある人の権利を擁護する成年後見制度の利用促進を図ります。

○障がいのある人の虐待の防止対策の推進

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」施行に向け準備を進めるとともに、法律に基づいた虐待の防止や早期発見等への対応を行います。

障がいのある人の虐待防止や虐待を受けた障がいのある人の保護等を図るため、「障がい者虐待防止センター」の機能の設置について検討を行います。

③文化、スポーツ、レクリエーション活動の推進

今後の取り組み	
○障がい者の集い	障がいのある人を対象に、お互いの理解と親睦を深めるため、障がい種別をこえた交流事業の開催を検討します。
○交流の場づくり	(再掲)
○障がい者スポーツの促進	障がい者スポーツ指導者の養成と組織化を支援し、障がいのある人のスポーツ活動の振興を図ります。
○社会体育施設の整備	だれもが気軽に安心してスポーツに親しむことができるよう、社会体育施設の充実に努めます。
○生涯学習の促進	障がいのある人をはじめ、だれもが利用しやすい、社会教育施設の充実に努めます。また、公民館等の社会教育施設とのネットワーク化を図り、各種講座や教室に関する情報提供の充実に努めます。

④地域福祉活動の推進

今後の取り組み	
○地域福祉活動への支援	自治会や民生委員・児童委員、NPO*、住民グループ等の主体的な活動を支援し、地域全体の福祉の向上を図ります。
○小地域ネットワークの構築	障がいのある人をはじめ、地域の中で見守り、助け合いが必要な人に対して、地域住民をはじめ、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などによるネットワークの形成を図ります。
○ボランティアの育成	関係機関と連携し、ニーズに応じたボランティア養成講座を開講するとともに、児童・生徒など、子どもの頃からのボランティア体験を推進します。
○ボランティア活動への支援	ボランティアセンター*の機能強化やボランティア団体への活動支援、団体・個人間の交流とネットワーク化の促進に努めます。
○障がい者団体活動支援事業	町内で活動する障がい者団体や関係者で構成する団体に対して支援を行い、障がいのある人の生きがいづくりや福祉の向上を図ります。
○親や家族など介助者への支援	親や家族など、介助者等の負担を軽減するため、地域住民をはじめ、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などの連携による支援・相談体制の構築を図ります。

4-3 保健・医療

現状や課題

- 障がいの早期発見・早期対応を図る観点から、妊娠中に妊婦健康診査の実施や、病気や障がいのあった場合の対応なども含め情報の提供をしています。また、乳幼児期については、乳幼児健康診査や発達相談等を通じ、障がいの発見と相談などの支援を行っています。
- 一方、成人期については、特定健康診査等を実施するなど、生活習慣の改善や疾病予防に重点を置いた施策を推進しています。
- 障がいの早期発見・早期対応は、今後の支援のあり方を左右するものとなるため、保健・医療・福祉の連携による体制の充実を図るとともに、近年、周知されつつある発達障がいのスクリーニング（サービス対象者などを、ある判断基準で選別すること）とフォロー体制の充実も重要な課題となります。

①障がいの早期発見・予防・対応

今後の取り組み
○妊婦健診、乳幼児健診等の充実
安全・安心な出産の確保や疾病や障がいの早期発見・対応を図るため、妊婦健診、乳幼児健診を実施します。
○乳幼児への保健指導の実施
こんにちは赤ちゃん訪問、乳幼児訪問、健康教育・健康相談・療育指導、母子保健訪問指導、健康診査後の経過観察等を実施します。
○生活習慣病予防対策における健診（検診）等の推進
特定健康診査の受診率の向上と健診結果に基づく保健指導の充実により、脳卒中や腎不全、心臓病などの生活習慣病及びその重症化を予防します。また、各種がん検診の受診を促進し、がんの早期発見・早期治療に努めます。

今後の取り組み

○健康教育・健康相談の実施

健康教育や健康相談の充実を図り、健康づくりを支援するために、生活習慣病等の疾病の予防や治療方法等について理解と周知を図ります。また、学校と連携して生活習慣の改善、心の健康を含む思春期保健に関する健康教育を実施します。

○療養体制の充実

療育相談や機能訓練などを有する障がい者支援施設との連携を図り療育環境の整備に努めます。

○障がいのある人の健康づくり

障がいのある人の健康の保持・増進を図るため、関係各課・機関と連携し、健診や指導体制の確立に向け、検討を進めます。

②医療体制の充実

今後の取り組み

○公的医療制度の充実

重度心身障がい（児）者に対する医療補助など、障がいのある人が安心して適切な医療を受けることができるよう、公的医療制度の適正な運用を図ります。

○精神保健・医療施策の推進

心の健康づくりを推進します。また、医療機関との連携を強化し、精神疾患の早期発見・治療、緊急時における救急体制など適切な支援の確立を推進します。

○訪問看護の推進

精神障がいのある人に対して、医療機関等が行う訪問看護について周知を図ります。

4-4 教育・育成

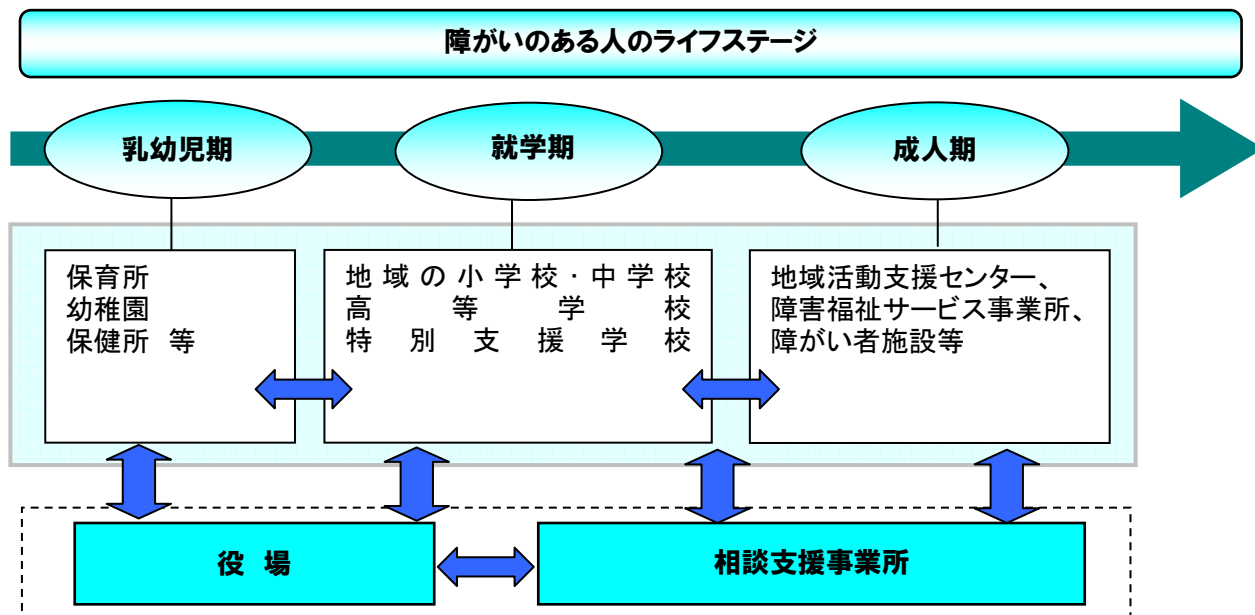
現状や課題

- 平成 24 年 4 月から、障がいのある子どもを対象としたサービスは障がい種別で分かれていた体系が一元化することになりました。また、新たに放課後等デイサービスや保育所等訪問支援といった新たなサービスが創設され、障がいのある児童の支援体制の強化が図られます。
- 「途切れのない支援システムの構築」をめざして、保健師が保育所等を巡回相談し、保育士や教育委員会とケース検討を行っています。
- 障がいのある子どもが身近な地域で専門的な療育や一人ひとりの障がいの状況に応じた教育を受けられるよう、教育・保健・医療・福祉などの関係機関との連携を進め、療育・教育体制の充実を図ることが求められています。また、教職員などの知識・技能の向上を図るなど、学びやすい教育環境の整備が課題となっています。
- 国では、一人ひとりの児童の個別的なニーズに対し、集団から排除せず、教育の場で包み込むような援助（インクルーシブ教育）を原則としたすべての子どもが地域の学校で学ぶことができる体制と条件整備に向けた検討が進められています。
- 平成 17 年には発達障害者支援法*が施行され、発達障がいのある人への支援が本格的に取り組みされるようになりました。発達障がいの早期発見・療育のためには、専門職の介入と継続した支援や、医療機関・保育所・幼稚園等の関係機関の密接な連携が不可欠です。また、三重県自閉症・発達障害支援センターとの連携も必要です。
- 発達障がいや精神障がいのある児童・生徒については、障がいの受容の困難性、保護者支援のあり方、周囲の理解不足等の課題があります。また、不登校や引きこもりの傾向のある児童・生徒への個別支援の難しさ等といった課題もあります。

①早期療育の充実

今後の取り組み	
○障がいのある子どもへの途切れのない相談支援体制の整備	<p>障がいのある子どもの個々の状態やライフステージ*に応じて、その自立に向けた適切なプランを提案でき、サポートできる人材・機能づくりに努めます。</p> <p>身近な地域で一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な保育を受けられるよう、受け入れ体制の整備、指導員や保育士の専門性の向上、保育内容の充実を図ります。</p> <p>町が指定する特定相談支援事業者、障がい児相談支援事業者との連携のもと、障がいのある子どもの居宅サービス、通所サービスの利用にあたっての障がい児支援利用計画の作成を行います。</p>
○療育体制の充実	<p>(再掲)</p>
○子育て家庭への訪問指導の推進	<p>妊娠・育児の不安や悩み、育児ストレスの解消を図るため、保健師等が妊産婦や乳幼児のいる家庭を訪問し、母子の健康の保持増進を図るとともに、障がいの早期発見、療育相談等に応じます。</p>
○障がいのある親への支援体制の確立	<p>障がいのある親に対して妊娠・育児の不安や悩み、育児ストレスの解消を図るための支援体制の確立を関係各課・機関と連携し、検討を進めます。</p>
○児童発達支援の充実	<p>障がいのある子どもの身近な療育の場として、地域の障がいのある子どもを対象に、基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う児童発達支援事業を実施するよう努めます。</p>
○保育所等訪問支援の実施	<p>保育園等を利用している障がいのある子どもに対し、障がい児施設等で訪問指導を行います。</p>

■今後目指すべき途切れのない相談支援体制イメージ



②障がいのある子どもの教育の充実

(1) 特別支援教育*体制推進事業の推進

今後の取り組み
<p>○乳幼児期から就労にいたるまで一貫した支援体制の整備</p> <p>教育・医療・保健・福祉・労働等の関係機関の連携により、ネットワークを形成する中で個別の教育支援計画の策定にも努め、乳幼児期から就労にいたるまで一貫した支援体制の整備を図ります。</p>
<p>○発達障がい児支援の充実</p> <p>教育・福祉・医療をはじめとする関係機関との連携、ネットワークを形成し、学習障がい（LD）や注意欠陥・多動性障がい（ADHD）など発達障がいの早期発見に努めるとともに、発達に応じた適切な支援が受けられるよう、体制づくりに努めます。</p>
<p>○校内体制の整備</p> <p>学校における特別支援教育を推進するため、特別支援教育コーディネーターや校内委員会の設置などを進め、校内体制の整備を推進します。</p>

(2) 教育環境の充実

今後の取り組み
<p>○就学指導の充実</p> <p>一人ひとりの障がいの状態や特性に応じた適正な就学指導が行えるよう、保護者をはじめ保健・福祉・医療等の関係機関との連携を強化するとともに、就学指導委員会のさらなる充実に努めます。</p>
<p>○教職員の専門性の向上</p> <p>障がいのある児童・生徒一人ひとりに対応できるよう、特別支援学校*や小・中学校障がい児教育担当教員との実践的な交流、研修会を実施し、教員の専門性を高め、学習指導の充実と向上を図ります。</p>
<p>○放課後の居場所づくり</p> <p>放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）や、放課後子ども教室など、子どもの居場所づくりに努めます。</p>

4-5 障がいのある人の雇用・就労

現状や課題

- 障がいのある人の雇用については、三重県内の企業（常用労働者数 56 人以上規模の企業）における雇用率は、法定雇用率*（1.8%）を下回る 1.50%（平成 22 年 6 月 1 日現在）である一方、県内の公共職業安定所へ登録中の有効求職者が 2 千人を超えるなど、障がいのある人の就職が厳しい状況となっています。また、本町においても企業数が少ないことや、通勤等の移動面に課題があるため、一般就労が難しい現状となっています。
- 本町では、伊勢志摩障害者就業・生活支援センター*と連携しながら、就労促進のための相談、職場開拓、仕事を継続するための就労後フォローアップなど総合的な支援を行っています。また、保健・医療・福祉・教育・労働の関係機関や国・県の就労施策、企業・サービス提供事業者等との連携を図り、就労から定着までの支援を進めています。
- 今後、障がいのある人が職業を通じて社会参加を果たし、地域で自立した生活を送るためには、障がいのある人の適性や能力に応じた多様な就労の機会や場の確保が重要です。また、障がいのある人が一般就労へ円滑に移行できるように福祉施策と雇用施策の連携が必要です。
- 多様な就労形態を提供できるよう、生産活動の機会を提供する福祉的就労*の場を確保していくとともに、福祉的就労の推進においては、施設の運営の安定や利用者の工賃水準の向上を図ることが課題となっています。

①障がいのある人の雇用の場の拡大

今後の取り組み

○民間企業への啓発・雇用拡大の促進

障がい者雇用率制度の周知徹底を図るとともに、未達成企業に対し指導や助成金制度等を適用するなど公共職業安定所、商工会等関係機関と連携しながら民間企業における雇用を促進します。

今後の取り組み	
○公共機関における雇用拡大の推進	町役場等の公共機関において、障がいのある人の雇用を促進するとともに、雇用職域の拡大を図ります。
○福祉的就労の充実	障がいのある人一人ひとりが障がいの状態や状況に応じた就労の場（日中活動の場）を確保できるよう、授産施設等との連携強化、支援を図ります。
○福祉的就労施設の整備	特別支援学校卒業生や在宅の障がいのある人の実態を把握し、広域的に、授産施設など福祉的就労施設の整備を検討します。

②総合的な支援施策の推進

今後の取り組み	
○就労に関する相談体制の充実	障がいのある人の就労・雇用に関する相談に対して適切な指導・助言、また、情報提供が行えるよう、公共職業安定所及び伊勢志摩障害者就業・生活支援センター等との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。
○ハローワーク（公共職業安定所）、三重障害者職業センター*との連携	<p>関係機関が支援する各種制度の広報・啓発及び活用の促進に努めます。</p> <p>ハローワーク（公共職業安定所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者試行雇用（トライアル雇用*）事業 ・精神障害者等ステップアップ雇用 <p>三重障害者職業センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場適応援助者（ジョブコーチ*）による支援 ・精神障害者総合雇用支援（職場復帰支援：職場復帰のコーディネート、リワーク支援）
○広域的な就労ネットワークの形成	特別支援学校や学校、職業安定所、商工会、民間企業、授産施設等の事業者、行政等の関係機関によるネットワークを形成し、就労前から就労後にわたって障がいのある人の就労支援が図れる体制づくりに努めます。

4-6 生活環境

現状や課題

- まちづくりの考え方として、障がいのある人や高齢者のために障壁を取り除くバリアフリーの考え方から、年齢、身体の状態、性別などに関係なく、誰にとってもやさしいまちづくりをめざす「ユニバーサルデザイン*」の考え方が広がってきています。
- 本町では、新しい公共施設・道路・公園等の整備に際しては、「バリアフリー新法*」「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき、障がいのある人の移動及び施設利用の利便性と安全性の向上を図っています。
- アンケート調査結果からも、防災面での支援体制の充実が求められています。災害時要援護者といわれる障がいのある人を、地震、火災、水害、土砂災害などの災害から守る支援体制の充実が早急の課題となっています。

①住空間・公共施設等のバリアフリー化

今後の取り組み
<p>○公営住宅の整備</p> <p>障がいのある人をはじめ、だれもが地域で安心・快適に暮らせることができるよう、生活や活動の障壁となる段差等を取り除いた公営住宅の計画的な整備を進めます。</p>
<p>○住宅改修への支援</p> <p>高齢者福祉施策等とも連携し、手すりの取り付けや段差の解消など、居宅における改修への支援に努めます。</p>
<p>○公共施設のバリアフリー化</p> <p>既存施設について、バリアフリー化を進めます。また、新設の際には、ユニバーサルデザインの考え方のもと、計画の段階から障がいのあるなしにかかわらず、だれもが利用しやすい施設となるような整備を進めます。</p>

今後の取り組み

○民間施設への啓発

障がいのある人をはじめ、すべての人が安心・快適に利用できるよう、「バリアフリー新法」等の周知を図り、事業者等への理解促進と施設の整備、改善を要請していきます。

○道路など交通環境の整備

障がいのある人の歩行の安全を確保し、事故を防止するため、自歩道の拡張や段差の解消、障害物の撤去、音響信号機等の設置、視覚障がい者誘導用ブロックの設置など、交通環境の整備を進めます。

○公園等の整備

障がいのある人を含め、すべての町民が利用しやすいよう、トイレや傾斜、水辺空間等への配慮など利用しやすい施設整備を進めます。

○苦情相談窓口の充実

生活環境等に関する町民の様々な苦情や相談、要望等に対応する、苦情相談窓口の周知を図ります。また、関係各課・機関とのネットワークを形成し、窓口の充実を図ります。

②防災・防犯への対応

今後の取り組み

○地域防災体制の確立

地域コミュニティの形成促進、災害時要援護者リスト・マップの作成、民生委委員・児童委員、地区（自主防災組織）、関係会社福祉施設、各種ボランティア団体、相互扶助組織等との連携体制づくりを進め、地域ぐるみの災害時要援護者避難支援体制の確保を図ります。

今後の取り組み

○防災訓練への参加促進

防災訓練に障がいのある人の参加を促進し、各種訓練内容の充実を図ります。
自主防災組織の研修などにより、基礎的な防災知識や防災技術を習得できるよう指導を行い、自主防災組織の強化を図ります。

○避難誘導體制の確立

災害時において、障がいのある人に対し災害についての適切な情報を提供します。そのために、防災訓練時に自主防災組織や地域ボランティアの協力を得てそれぞれの障がいのある人に適した情報提供の方法を検討します。

地域の自主防災組織や地域ボランティアと連携して、避難誘導體制の確立に努めます。

障がいのある人等の災害時用援護者が避難できる福祉避難所*の整備について取組を進めます。

○災害時要援護者の避難支援体制の確立

「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づき、情報伝達体制の整備や災害時要援護者情報の共有体制の確立、災害時要援護者の避難支援計画の策定を進めます。

○障がいのある人に配慮した情報伝達手段の拡充（情報のバリアフリー化）

聴覚障がいのある人・言語障がいのある人にFAXや携帯電話のメール機能等を活用した災害情報伝達システムの利用拡充を図ります。また、緊急情報システムやFAX110番、携帯電話等からのメール110番の周知を図り、緊急時における体制の強化を図ります。

○地域防犯体制の確立

警察や地区、防犯協会、防犯推進委員協議会等と連携し防犯・暴力追放運動を推進するとともに、活動への支援と地域における防犯体制の確立を図ります。

5. 障がい福祉計画の推進

5-1 計画の視点

- 「度会町第3期障がい福祉計画」は、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する、本町の計画的な地域基盤整備を進めていくものです。
- 本計画においては、障害福祉サービスの見込量確保のための方策に加えて、障がいのある人の雇用・就労の促進、地域における居住の場確保、相談支援体制及び情報提供の充実等の施策展開が求められており、次の視点のもと計画を進めます。

(1) 訪問系サービスの充実

障がいのある人が、地域で生活していくためには、居宅生活を支援してくれる訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援）について、障がい種別に関係なくサービスが提供できるよう提供基盤の体制の充実とサービスの質を向上させていくことが必要となります。

(2) 日中活動系サービスの充実

障がいのある人が、地域で生活していくためには、日中に希望するサービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所）を受けられることができるよう、日中活動系サービスの充実を図ることが必要となります。

(3) 地域生活支援事業の推進

地域生活で自立した日常生活や社会生活を送るためには、円滑にサービスが利用できるよう、中立かつ公平な立場で適切な相談支援ができる体制を整備するとともに、地域生活支援事業（コミュニケーション支援、日常生活用具給付、移動支援、日中一時支援など）を地域の実情に応じて提供していくことが必要となります。

(4) 地域生活移行の推進

障がいのある人が、地域で生活していくためには、地域における居住の場として共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）、自立訓練事業等の充実を図ることにより、施設入所や入院から地域生活へ移行できるよう、支援体制、訓練体制を整備していくことが必要となります。

(5) 一般就労への移行の推進

障がいのある人が、地域で生活していくためには、働くことも重要なポイントとなります。就労移行支援や就労継続支援のサービスの充実を図るとともに、一般就労が難しい障がいのある人については福祉施設において雇用の場（福祉的就労）を拡大するなど、障がいのある人の一般就労への移行または、働く場の確保を推進していくことが必要となります。

5-2 平成 26 年度における数値目標の設定

① 施設入所者の地域生活への移行*

- 福祉施設に入所している障がいのある人のうち、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、ケアホームや一般住宅等に移行する人の数を見込み、平成 26 年度末の段階において地域生活に移行する人の数値目標を設定します。平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者数の 3 割以上の方が地域生活に移行することをめざします。また、平成 26 年度末の施設入所者数を平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者から、1 割以上削減することをめざします。
- 平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者 8 人のうち 1 人が、平成 26 年度末までに地域生活に移行し、施設入所が必要な待機者等を入所させることにより、差し引き 1 人を減少させることを目標とします。

■施設入所者の地域生活への移行の目標値

区 分	数 値	考 え 方
現入所者数	8 人	平成 17 年 10 月 1 日の人数
【目標値】 地域生活移行者数	1 人	上記のうち、施設入所からグループホーム・ケアホーム等へ地域移行した長期入所者の数
平成 26 年度末の施設入所者数	12 人	平成 26 年度末時点の施設入所者数
【目標値】 削減見込	1 人	減少見込数

② 入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行

- 入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行に関する目標値については、第2期計画では「平成23年度末までの退院可能な精神障がい者数の減少目標値を設定する」とされていました。

しかし、国の基本指針によると、第3期計画では、次の2点を「都道府県」の目標値として設定することが示されています。

- (1) 1年未満入院者の平均退院率を平成20年度より7%相当分増加させること
- (2) 5年以上かつ65歳以上の退院者数を直近の状況より20%増加させること

このことを受け、第3期計画においては入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行に関する目標値は定めないこととします。

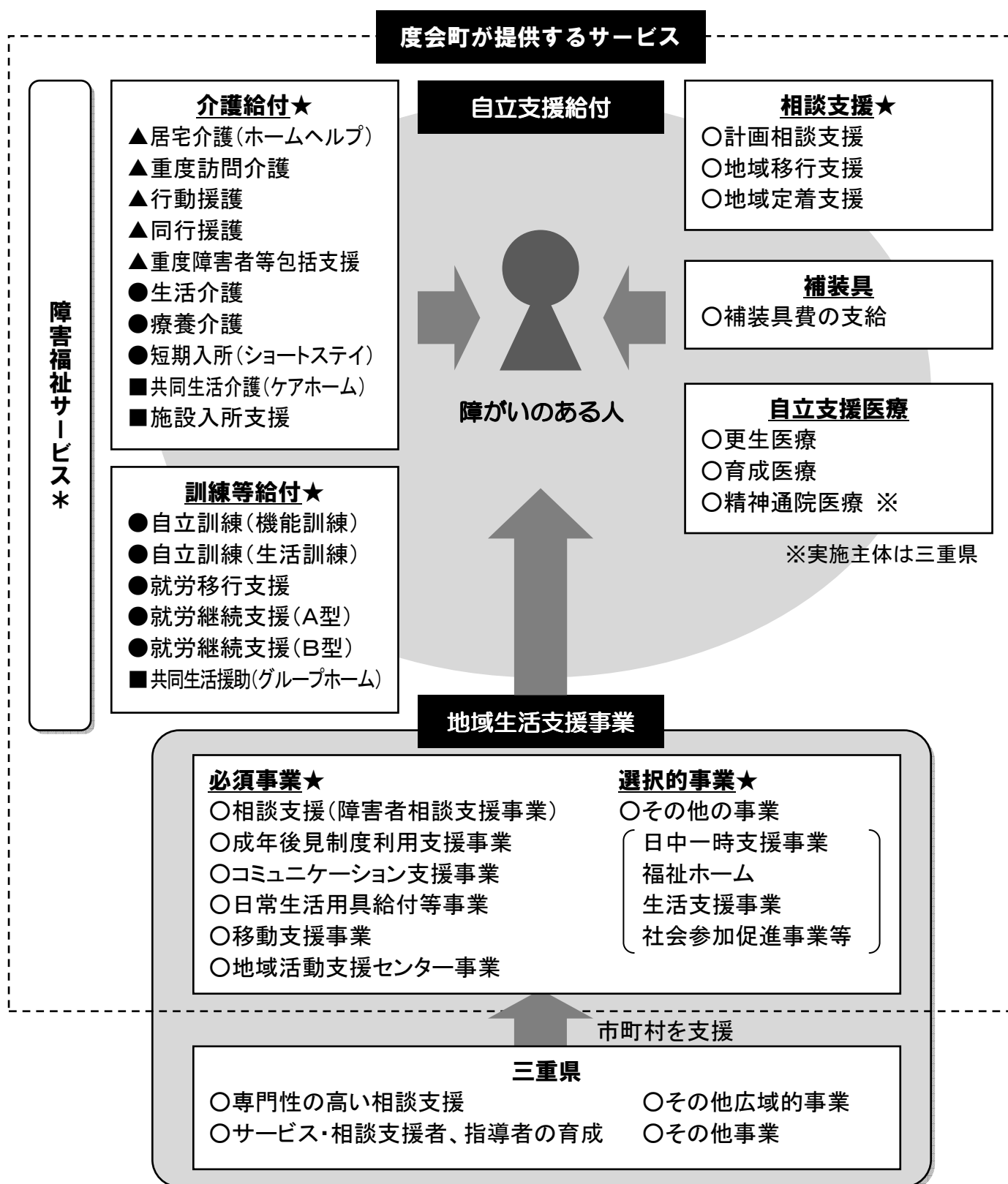
③ 福祉施設から一般就労への移行

- 福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成26年度中に一般就労に移行する人の数値目標を設定し、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることをめざします。平成26年度では1人が施設を退所し、一般就労することを目標とします。

■福祉施設から一般就労に移行する人数の目標値

区 分	数 値	考 え 方
【目標値】平成26年度の年間一般就労移行者数	1人	平成26年度において施設を退所し、一般就労する者の数

5-3 障害者自立支援法によるサービスの提供



* 障害者自立支援法では、介護給付と訓練等給付の各サービスを総称して「障害福祉サービス」と定義し、限定的な用語として使われています。

* 障害福祉サービスの頭の記号の意味・・・▲訪問系サービス ●日中活動系サービス ■居住系サービス

* ★はこの計画に関連するサービス

6. 障害福祉サービス等のサービス見込量と確保策

6-1 訪問系サービス

■訪問系サービスの内容

サービス名	サービスの内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由の人で常に介護を必要とする人が対象となります。居宅で入浴、排せつ、食事の介護等から、外出時の移動支援等を総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が対象となります。行動するときに生じ得る危険を回避するための必要な支援や、外出時の移動支援等を行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動が困難な人に外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い人が対象となります。居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行います。

◆ サービス実績及びサービス見込量 ◆

《平成 18 年度から平成 23 年度実績》

サービス名	単位		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
訪問系 サービス (合計)	人	実績値	8	7	8	9	9	5
		計画値	9	11	13	8	9	10
	時間	実績値	48	52	61	45	67	40
		計画値	80	90	98	60	70	75

注:平成 23 年度は4月から 12 月までの実績値を基にした推計値です。

《訪問系サービスの1か月あたりの必要量及び利用者数の見込み》

サービス名	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
訪問系サービス (合計)	人	13	14	15
	時間	80	86	91

◆ 見込量確保のための方策 ◆

- 訪問系サービス事業所の増加等により、市町をまたいだ事業所利用が増え、居宅介護の利用者数は増加傾向で推移しています。今後も、事業所の確保を図り、サービスの利用促進に努めていきます。
- 重度訪問介護などのサービス確保や利用が重複する時間帯の利用調整、提供サービスの質の均一化を図るなど、訪問系サービスの問題点や課題の検討を行います。
- 知的障がいのある人や精神障がいのある人の障がい特性を十分理解し、対応できるサービス従事者の確保及び支援の質の向上に努めます。

6-2 日中活動系サービス

■日中活動系サービスの内容

サービス名	サービスの内容
生活介護	常に介護を必要とする人が対象となります。主に昼間に入浴や排せつ、食事の介護、創作活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人が対象となります。定められた期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援 (A・B型)	一般企業等への就労が困難な人が対象となります。働く場を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。利用者が当該事業所と雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばず訓練等を受けるB型があります。
療養介護	医療と常に介護を必要とする人が対象となります。医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活の世話をを行います。
短期入所	介護者が病気の場合等の理由により、夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

◆ サービス実績及びサービス見込量 ◆

① 生活介護

《平成 18 年度から平成 23 年度実績》

サービス名	単位		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
生活介護	人	実績値	13	14	17	22	24	23
		目標値	12	15	17	17	20	22
	人日分	実績値	129	165	226	396	373	346
		目標値	230	260	300	210	250	270

注:平成 23 年度は4月から 12 月までの実績値を基にした推計値です。

「人日分」とは、「月間の利用人数」に「一人一ヶ月当たりの平均利用日数」を乗じて得られた数です。例えば、5人の利用者が平均 20 日サービスの提供を受けた場合には、「100 人日分」となります。

《生活介護の1か月あたりの必要量及び利用者数の見込み》

サービス名	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生活介護	人	20	22	24
	人日分	400	430	460

② 自立訓練(機能訓練)

《平成 18 年度から平成 23 年度実績》

サービス名	単位		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
自立訓練 (機能訓練)	人	実績値	0	0	0	0	0	1
		目標値	0	0	1	0	1	1
	人日分	実績値	0	0	0	0	0	19
		目標値	0	0	22	0	22	22

注:平成 23 年度は4月から 12 月までの実績値を基にした推計値です。

《自立訓練(機能訓練)の1か月あたりの必要量及び利用者数の見込み》

サービス名	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
自立訓練 (機能訓練)	人	1	2	2
	人日分	26	31	35

③ 自立訓練(生活訓練)

《平成 18 年度から平成 23 年度実績》

サービス名	単位		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
自立訓練 (生活訓練)	人	実績値	0	0	0	0	0	0
		目標値	0	1	2	0	1	1
	人日分	実績値	0	0	0	0	0	0
		目標値	0	22	44	0	22	22

注:平成 23 年度は4月から 12 月までの実績値を基にした推計値です。

《自立訓練(生活訓練)の1か月あたりの必要量及び利用者数の見込み》

サービス名	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
自立訓練 (生活訓練)	人	0	1	2
	人日分	0	22	44

④ 就労移行支援

《平成 18 年度から平成 23 年度実績》

サービス名	単位		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
就労移行支 援	人	実績値	0	0	0	2	1	1
		目標値	0	0	1	0	0	1
	人日分	実績値	0	0	0	38	11	19
		目標値	0	0	22	0	0	22

注:平成 23 年度は4月から 12 月までの実績値を基にした推計値です。

《就労移行支援の1か月あたりの必要量及び利用者数の見込み》

サービス名	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
就労移行支援	人	2	2	4
	人日分	44	44	88

⑤ 就労継続支援(A型)

《平成18年度から平成23年度実績》

サービス名	単位		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
就労継続支援(A型)	人	実績値	0	0	0	0	0	0
		目標値	0	0	1	0	0	1
	人日分	実績値	0	0	0	0	0	0
		目標値	0	0	22	0	0	22

注:平成23年度は4月から12月までの実績値を基にした推計値です。

《就労継続支援(A型)の1か月あたりの必要量及び利用者数の見込み》

サービス名	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
就労継続支援(A型)	人	1	1	2
	人日分	20	20	40

⑥ 就労継続支援(B型)

《平成18年度から平成23年度実績》

サービス名	単位		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
就労継続支援(B型)	人	実績値	0	0	4	7	6	9
		目標値	0	1	2	4	4	4
	人日分	実績値	0	0	23	89	82	80
		目標値	0	22	44	22	22	22

注:平成23年度は4月から12月までの実績値を基にした推計値です。

《就労継続支援(B型)の1か月あたりの必要量及び利用者数の見込み》

サービス名	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
就労継続支援(B型)	人	7	8	9
	人日分	85	95	105

⑦ 療養介護

《平成 18 年度から平成 23 年度実績》

サービス名	単位		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
療養介護	人	実績値	1	1	1	1	1	1
		目標値	1	1	1	1	1	1

注:平成 23 年度は4月から 12 月までの実績値を基にした推計値です。

《療養介護の1か月あたりの利用者数の見込み》

サービス名	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
療養介護	人	1	1	1

⑧ 短期入所

《平成 18 年度から平成 23 年度実績》

サービス名	単位		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
短期入所	人	実績値	7	5	5	5	5	7
		目標値	5	5	6	5	6	8
	人日分	実績値	15	23	25	65	70	31
		目標値	44	53	62	30	40	50

注:平成 23 年度は4月から 12 月までの実績値を基にした推計値です。

《短期入所の1か月あたりの必要量及び利用者数の見込み》

サービス名	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
短期入所	人	7	8	9
	人日分	60	65	70

◆ 見込量確保のための方策 ◆

- 日中に希望するサービスを受けることができるよう、日中活動系サービスの充実に努めます。特に、重度障がいのある人へ支援や、精神障がいのある人の支援など、不足しているサービスの確保に努めます。
- ひきこもり型のケースにおいては、社会福祉協議会職員や民生委員、行政職員が声掛け訪問を実施し、その後相談支援業者へつなぐなど、地域の様々な支援者と連携し、利用促進に努めていきます。
- 特別支援学校卒業後の進路先については、家庭・関係機関との連携のもと、確保に努めます。また、生活介護事業所や就労移行支援事業所と就労継続支援事業所、地域活動支援センター、相談支援事業所等が連携して、特別支援学校を卒業する人等の個々の利用者のニーズに合った訓練や就労の場、余暇活動の場などの提供が連続して行えるよう、連携を図っていきます。
- 就労支援については、「公共職業安定所」や「伊勢志摩障害者就業・生活支援センター」、就労訓練等事業所と連携し就労に関する支援を行います。
- 通所するための交通機関が不便な地域（送迎バスの未通行地域）があるなど、送迎の支援が課題となっており、支援策について検討していきます。
- 短期入所については、アンケート調査からもニーズが高くなっていることから、今後、受け入れの拡大に努めます。

6-3 居住系サービス

居住系サービスには次の種類があります。

■居住系サービスの内容

サービス名	サービスの内容
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談その他日常生活の援助を行います。
共同生活介護 (ケアホーム)	夜間や休日に共同生活を営む住居で、入浴や排せつ、食事の介護等を行います。
施設入所支援	施設入所者に対して主に夜間に提供される、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供します。

◆ サービス実績及びサービス見込量 ◆

① 共同生活援助(グループホーム)・共同生活介護(ケアホーム)

《平成 18 年度から平成 23 年度実績》

サービス名	単位		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
共同生活援助・共同生活介護	人	実績値	0	0	0	0	2	3
		目標値	0	0	1	0	1	2

注:平成 23 年度は4月から 12 月までの実績値を基にした推計値です。

《共同生活援助・共同生活介護の1か月あたりの利用者数の見込み》

サービス名	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
共同生活援助・共同生活介護	人	3	4	4

② 施設入所支援

《平成 18 年度から平成 23 年度実績》

サービス名	単位		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
施設入所支援	人	実績値	0	0	3	9	9	12
		目標値	0	0	3	3	5	7

注:平成 23 年度は4月から 12 月までの実績値を基にした推計値です。

《施設入所支援の1か月あたりの利用者数の見込み》

サービス名	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
施設入所支援	人	11	11	12

◆ 見込量確保のための方策 ◆

○「共同生活援助（グループホーム）」「共同生活介護（ケアホーム）」については、障がいのある人の地域生活への移行が進むに伴い、地域生活に向けた訓練の場、または生活の場としてこれまで以上にニーズの増加が予測されるため、サービス提供事業所や度会町障害者自立支援協議会*と連携しながら、新たな事業所の参入を促進していきます。

6-4 相談支援

■相談支援サービスの内容

サービス名	サービスの内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用するすべての障がいのある人を対象に、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障がい児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がいのある人又は精神科病院に入院している精神障がいのある人を対象に、地域における生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な便宜を供与します。
地域定着支援	施設や病院から地域生活へ移行した障がいのある人やひとり暮らしへと移行した障がいのある人などが、安定的に地域生活を営めるよう、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に常時、相談など対応に必要な便宜を供与します。

①相談支援

◆ サービス実績及びサービス見込量 ◆

◀相談支援の月間の利用者数の見込み▶

サービス名	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
計画相談支援	人	1	5	10
地域移行支援	人	0	1	1
地域定着支援	人	0	1	1

◆ 見込量確保のための方策 ◆

- 指定特定相談支援事業所、障がい児相談支援事業者の指定を行い、適切なサービス利用計画等の作成がなされる体制を整備します。
- 県が指定する指定一般相談支援事業者との連携のもとで、福祉施設の入所者及び入院中の精神障がいのある人や単身の障がいのある人などが地域生活を継続できる体制を整備します。

6-5 相談支援事業

■相談支援事業の内容

事業名		事業の内容
相談支援事業	障がい者相談支援事業	障がいのある人で福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報提供及び助言などを行うとともに、虐待防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な助言を行います。
	地域自立支援協議会	相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として充実に努めます。
	基幹相談支援センター	相談支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターの機能の充実に努めます。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用などの視点から、成年後見制度の利用が有効と認められる人に対し、成年後見制度の利用を支援します。	

◆ サービス実績及びサービス見込量 ◆

《平成 18 年度から平成 23 年度実績》

事業名	単位		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
障がい者相談 支援事業	か所	実績値	1	1	1	1	1	1
		目標値	1	1	1	1	1	1
地域自立支援 協議会	か所	実績値	0	0	1	1	1	1
		目標値	0	0	1	1	1	1
成年後見制度 利用支援事業	か所	実績値	0	0	0	0	0	1
		目標値	0	1	1	0	0	1

《相談支援事業の必要量の見込み》

事業名	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
障がい者相談支援事業	か所	2	3	4
地域自立支援協議会	か所	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	か所	1	1	1

◆ 見込量確保のための方策 ◆

- 相談支援事業者と連携し、障がいのある人に必要な相談支援体制の構築を図ります。
- 度会町障害者自立支援協議会の機能を活かし、中立公平な相談支援事業の実施に努めます。
- 判断能力が不十分な障がいのある人の障害者福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるよう、成年後見制度の利用を支援します。

6-6 コミュニケーション支援事業

■コミュニケーション支援事業の内容

事業名	事業の内容
手話通訳者派遣事業	聴覚に障がいのある人がその他の者と話すとき、意思疎通を円滑にするため手話通訳者を派遣します。
要約筆記者派遣事業	聴覚に障がいのある人に、要約筆記者を派遣します。

◆ サービス実績及びサービス見込量 ◆

《平成 18 年度から平成 23 年度実績》

事業名	単位		平成	平成	平成	平成	平成	平成
			18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業	人	実績値	0	0	0	0	0	0
		目標値	0	0	3	0	2	4

注:平成 23 年度は4月から 12 月までの実績値を基にした推計値です。

《コミュニケーション支援事業の年間の必要量及び利用者数の見込み》

事業名	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業	人	1	2	2

◆ 見込量確保のための方策 ◆

○研修等を通じて人材の確保とサービスの質の向上を図るとともに、意思疎通に支援を必要とする人が適切にサービスを利用できるようにサービスの周知に努めます。

6-7 日常生活用具給付等事業

■日常生活用具給付等事業の内容

項目名	内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マット等の、障がい者等の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いるいす等であって、利用者及び介助者が容易に使用でき実用性のあるもの。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置等の、障がい者(児)の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき実用性のあるもの。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計等の、障がい者(児)の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき実用性のあるもの。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等の、障がい者(児)の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき実用性のあるもの。
排泄管理支援用具	ストマ用装具等の傷患者(児)の排泄管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき実用性のあるもの。
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	障がい者(児)の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

◆ サービス実績及びサービス見込量 ◆

《平成18年度から平成23年度実績》

事業名	単位		平成	平成	平成	平成	平成	平成
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
日常生活用具給付等事業	件	実績値	36	46	59	79	106	95
		目標値	30	45	55	21	22	28

注:平成23年度は4月から12月までの実績値を基にした推計値です。

《日常生活用具給付等事業の年間必要量の見込み》

事業名	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
日常生活用具給付等事業	件	110	115	120

◆ 見込量確保のための方策 ◆

○日常生活用具などの給付を必要とする人がサービスを利用できるように日常生活用具等に関する情報の周知を図ります。

6-8 移動支援事業

■移動支援事業の内容

事業名	事業の内容
移動支援	障がい者(児)の方で、町が外出時に支援が必要と認めた方に対して、社会生活上不可欠な外出や、余暇活動等の社会参加のための外出の際に、ヘルパーが移動の支援を行います。

◆ サービス実績及びサービス見込量 ◆

《平成18年度から平成23年度実績》

事業名	単位		平成	平成	平成	平成	平成	平成
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
移動支援事業	人	実績値	4	4	4	4	6	5
		目標値	3	4	6	5	6	7
	時間/月	実績値	26	30	22	20	14	12
		目標値	26	35	45	30	36	42

注:平成23年度は4月から12月までの実績値を基にした推計値です。

《移動支援の月間利用者数及び利用時間の見込み》

項目	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
移動支援事業	時間/月	15	10	10

◆ 見込量確保のための方策 ◆

- 利用者のニーズに対応するため、移動支援事業者の確保を促進します。
- 地域における移動支援の充実を図るため、民間や各種NPO等による移送サービスや移動支援ボランティアの育成など、三重県と連携し、地域資源を活用した多様な支援を推進します。
- 利用者のニーズや障がいの特性、性・年齢等に合わせ、より利用しやすいサービスの提供を図るため、障害者自立支援協議会で課題等を検討し、改善に向けて取り組みます。

6-9 地域活動支援センター

■地域活動支援センターの内容

事業名	事業の内容
基礎的事業	地域生活支援の促進を図ることを目的に、地域活動支援センターにおいて、利用者に対し創作的活動や生産活動の機会の提供などを行うものです。地域活動支援センターは、さまざまな日中活動の場を求める障がいのある人にとって、社会参加へのきっかけとなる事業です。利用者に対して創作的活動や生産活動、創作的軽作業など、地域の実情に応じた支援を行います。
機能強化事業	基礎的事業の機能を充実強化し、障がいのある人の地域生活支援の促進を図ることを目的とします。

◆ サービス実績及びサービス見込量 ◆

《平成 18 年度から平成 23 年度実績》

事業名	単位		平成	平成	平成	平成	平成	平成
			18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
地域活動支援センター	箇所	実績値	0	0	0	0	0	0
		目標値	1	1	1	1	1	1
	人	実績値	0	0	0	0	0	0
		目標値	2	3	4	3	4	5

注：平成 23 年度は4月から 12 月までの実績値を基にした推計値です。

《地域活動支援センターの年間利用者数の見込み》

事業名	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域活動支援センター	箇所	1	1	1
	人	1	1	2

◆ 見込量確保のための方策 ◆

○サービス事業所と連携し、利用者のニーズに合ったサービス提供体制の整備を進めます。

6-10 本町が自主的に取り組む事業(任意事業)

■本町が自主的に取り組む事業(任意事業)の内容

事業名	事業の内容
日中一時支援事業 (日中短期入所事業)	障がいのある人(児)が日中における活動の場を確保し、障がいのある人(児)の家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。
社会参加促進事業	障がいのある人(児)が日中における活動の場を確保し、障がいのある人(児)の家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

◆ サービス実績及びサービス見込量 ◆

《平成 18 年度から平成 23 年度実績》

事業名	単位		平成	平成	平成	平成	平成	平成
			18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
日中一時支援事業	人	実績値	5	8	7	5	6	8
		目標値	4	5	6	3	4	7
社会参加促進事業	人	実績値	0	0	0	0	1	1
		目標値	2	2	2	2	2	2

注:平成 23 年度は4月から 12 月までの実績値を基にした推計値です。

《本町が自主的に取り組む事業(任意事業)の年間利用者数の見込み》

事業名	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
日中一時支援事業	人	6	6	7
社会参加促進事業	人	2	2	2

◆ 見込量確保のための方策 ◆

- 「日中一時支援事業」については、ニーズが高く、今後も利用の増加が予測されることから、サービス提供事業所とも連携しながら、利用定員の拡大と新たな事業所の参入を促進していきます。
- サービス事業所と連携し、利用者のニーズに合ったサービス提供体制の整備を進めます。

6-11 障がい児通所支援及び障がい児相談支援

■障がい児通所支援及び障がい児相談支援の内容

事業名	事業の内容
児童発達支援	身体障がいのある児童、知的障がいのある児童または精神障がいのある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障がいのある児童の放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がいのある児童、または今後利用する予定の障がいのある児童が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。
計画相談支援・障がい児相談支援	障害福祉サービス及び児童発達支援を利用するすべての障がいのある人を対象に、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障がい児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

参考：児童デイサービスの実績

《平成 18 年度から平成 23 年度実績》

サービス名	単位		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
児童デイサービス	人	実績値	1	3	3	2	2	3
		目標値	1	2	3	3	3	4
	人日分	実績値	3	7	7	18	16	10
		目標値	3	7	7	7	9	10

注：平成 23 年度は4月から 12 月までの実績値を基にした推計値です。

◆ サービス実績及びサービス見込量 ◆

① 児童発達支援

《児童発達支援の1か月あたりの必要量及び利用者数の見込み》

サービス名	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
児童発達支援	人	1	0	0
	人日分	5	0	0

② 放課後等デイサービス

《放課後等デイサービスの1か月あたりの必要量及び利用者数の見込み》

サービス名	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
放課後等デイサービス	人	2	3	3
	人日分	15	20	20

③ 計画相談支援・障がい児相談支援

《計画相談支援・障がい児相談支援の1か月あたりの利用者数の見込み》

サービス名	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画相談支援	人	1	3	3
障がい児相談支援	人	1	0	0

◆ 見込量確保のための方策 ◆

○児童発達支援については、町が支給決定を行い、費用を支弁することとなります。そのため、円滑に事業を運営できるよう、庁内体制の整備及び関係機関、サービス提供事業所と連携し、実施体制の充実を図ります。

○関係機関及びサービス提供事業所と連携し、実施体制の確保を図ります。

○障がいのある児童の放課後の生活や長期休暇の生活の支援、また、特別支援学校卒業生の作業所等から帰宅後の生活の支援など、きめ細やかな生活の支援ができるよう、一人ひとりに応じたケアマネジメントの仕組みづくりを進めます。

7. 計画推進のために

7-1 推進体制の確立

- 地域自立支援協議会を核として、サービス提供事業者、関係機関、各団体等との連携のもと、計画の具体化に向けた協議を行うなど、協働して計画の推進に努めます。行政においては、各分野の進捗状況を定期的に把握するとともに、関係各課の緊密な連携に努めます。
- 地域自立支援協議会を活用し、関係機関からなるネットワークを通じ、障がいのある人に対する虐待の防止をはじめ、福祉サービスにかかる実態把握や改善に関する取組みを強化していきます。

7-2 啓発と地域の福祉力の向上

- 発達障がい、身体障がい、知的障がい、精神障がいのそれぞれの障がいの特性や対応の仕方について、町民の理解を深める普及・啓発活動に努めます。このため、学校をはじめあらゆる機会を捉え、福祉教育の普及に努めます。また、地域の住民や企業に対して、障がいに関する正しい知識の普及啓発に努め、障がい者理解の促進を図るとともに、自立した日常生活や共に生きる社会の実現を目指して地域の力を活用します。

7-3 地域における人材の確保

- 地域生活移行支援や就労移行を支援し、障害福祉サービス等の基盤整備を図るためには、障がいのある人の権利擁護や重度の障がいをはじめ様々な障がいの特性を理解し援助できる人や、地域におけるネットワークの中心となる人、ボランティアの人たちが、障がいのある人を支えていく必要があります。

7-4 サービスの質の向上

- 本町が実施主体となる地域生活支援事業の実施にあたっては、事業者に対しては一定の基準を設けるとともに、苦情処理体制を整備、確立するなど、質の確保を図ることにより、制度の円滑な運営につなげます。また、三重県の指定を受けた事業者についても、県との連携を図り、質の確保に努めます。

7-5 関係機関との連携

- 障がいのある人やその家族、関係団体、地域住民、企業・事業者、行政の役割を明確に、保健・医療・福祉・教育・労働などの分野が相互に連携しながら、障がいのある人の支援を図ります。計画の着実な実施に必要な財源を確保するため、本町においては効果的、効率的なサービスの提供に努めるとともに、国や県に対して財政的措置を講じるよう要請していきます。

7-6 計画の進行管理

- 本計画の示した内容については、毎年度、サービス見込量のほか、地域生活への移行、一般就労への移行等、計画目標の達成状況を点検、評価していくものとし、その結果に基づき、必要な対策を実施していくものとします。

8. 資料

8-1 用語解説

※ここでは、本文中、*印の付いた言葉について解説しています。言葉の末尾の【】内の数字は初出のページ番号を表します。

あ行

伊勢志摩障害者就業・生活支援センター【P30】

就職を希望する障がいのある人に対して就職先のあっせんや、生活相談などを行う厚生労働省に選ばれた民間施設。身近な地域で関係機関との連絡調整を行い、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を行う。

一般就労【P2】

労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労。

NPO【P23】

Non Profit Organization の略で、民間非営利団体と訳される。日本においては、市民が自主的に組織し運営する、営利を目的としない市民活動団体という意味で用いられることが多い。1998（平成 10）年 12 月に施行された「特定非営利活動促進法（通称：NPO法）」により法人格を取得した団体を特定非営利活動法人（NPO法人）という。

か行

学習障がい（LD）【P15】

Learning Disabilities を訳した教育上

の用語。話し言葉や書き言葉、計算、運動などに関する基礎的な学習過程に障がいがある状態。一般的知能は普通のレベルにあるのに計算だけができない、文章が読めない、あるいは運動ができないなどの症状がみられる。

ケアマネジメント【P19】

援助を必要とする人に対し、保健・医療・福祉など様々な社会資源を活用したケアプランを作成し、適切なサービスを行うこと。

権利擁護【P18】

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症（痴呆）の高齢者、障がいのある人の権利擁護やニーズ表明を支援し代弁すること。

さ行

自閉症【P15】

脳機能障がいが原因でコミュニケーションの困難を示す障がい。言語能力が低く、対人関係を嫌い、手順などに強いこだわりや固執を示すなどの症状がある発達障がい的一种と考えられている。

障害者基本法【P1】

障害のある人のための施策の基本となる事項を定めた法律。昭和 45 年に「心身障害者対策基本法」として制定され、平成 5 年に「障害者基本法」として全面的に改正された。この際、障害者とは、身体障害者、知的障害者、精神障害者と定義された。また、平成 16 年に一部改正が行われ、都道府県・市町村障害者計画策定の義務化等が盛り込まれた。

障害者自立支援協議会【P49】

障がい福祉に係る多種多様な問題に対し、障がいのある当事者・団体、サービス提供事業者、教育機関など地域の関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うために、中核的な役割を果たすことを目的として設置されている協議会。

障害者週間【P15】

従来、国際障害者年を記念し、障害者問題について国民の理解と認識をさらに深め、障がい者福祉の増進を図るため12月9日を「障害者の日」として定めていたが、平成16年の障害者基本法改正により毎年12月3日から9日までの1週間が「障害者週間」と定められた。

障害者職業センター【P31】

身体・知的・精神障がいのある人に対して、職業についての相談、職業能力の評価や就労後のフォローアップを行う施設。事業主には、障がいのある人達の受入れや雇用管理についてのアドバイスなどの支援をハローワークや関係機関と協力して行っている。

ジョブコーチ【P31】

障がいのある人が一般の職場で働くことを実現するため、出来ることと出来ないことを事業所に伝達するなど、障がいのある人と企業の双方を支援する就労支援の専門職。資格は特になく、福祉に関心のある者が、短期講習で養成される場合が多い。

自立支援医療【P20】

更生医療、育成医療、精神通院医療のように障がいの種類や年齢により決められていた公費負担医療制度を一本化したものの。

身体障がい者

身体の機能に障がいがある者。身体障害者福祉法の規定では、①視覚障がい、②聴覚又は平衡機能障がい、③音声機能、言語

機能又はそしゃく機能障がい、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能等の内部障がいがある18歳以上の者であり、身体障害者手帳の交付を受けた者。18歳未満の児童については、身体障害者手帳の交付はされるが、児童福祉法の適用を受ける。

精神障がい者

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の中で、「統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患を有する者」と定義をしている。

成年後見制度【P21】

判断能力が低下した認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人等を法的に保護し、支援するため、平成12年度に開始された制度。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、法律行為の同意や代行などを行う。

た行

地域活動支援センター【P19】

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設。

地域生活への移行【P37】

入所施設で生活する障がいのある人や、治療の必要が乏しいにも関わらず病院に長期入院している障がいのある人が、自らの意思で、暮らしたいと望む地域に生活の場を移し、地域社会の一員として自分らしい暮らしを実現すること。

地域生活支援事業【P18】

障がいのある人が、自立した生活や社会生活を営むことができるよう、また、効率的・効果的に障がいのある人の福祉の増進を図り、国民が相互に人格を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現

に寄与することを目的に、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により実施する事業。

知的障がい者

知能を中心とする精神の発達が遅れがあり、社会生活への適応が困難な状態。都道府県知事から療育手帳の交付を受けた者。

注意欠陥多動性障がい（ADHD）【P15】

多動性（教室などで座ってられず席を離れたり、走り回ったり高い所に上ったりする）、不注意（注意を持続することが困難）、衝動性（順番を待つことが困難、会話など他人の邪魔をする）を症状の特徴とする発達障がい。

特別支援教育【P29】

障がいのある幼児、児童、生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。平成19年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障がいのある幼児、児童、生徒の支援を充実していくこととなっている。

特別支援学校【P29】

旧「盲・ろう・養護学校」のことで、平成19年度の特別支援教育の本格実施に伴い、一般的に「特別支援学校」と称されている。障がいのある人等が、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けることや、学習上又は生活上の困難を克服し自立が図られることを目的とした学校。

トライアル雇用【P31】

職業安定所を通じて求職者が求人に対して、未経験でも正社員になれるように就職を支援する制度。面接の結果、合格にい

たった場合、概ね3ヶ月のトライアル期間が設けられ、その間に仕事を体験する。3ヶ月後に雇用者（求人者）、労働者（求職者）がお互い合意をすれば、正式に正社員として入社できる。

な行

難病【P20】

原因不明、治療方法が未確立で、後遺症のおそれがある疾病。

ニーズ【P18】

一般的には、生存や幸福、充足を求める身体的・精神的・経済的・文化的・社会的な要求という意味で、欲求、必要、要求などと訳される。社会福祉の領域においては、社会生活を営むのに必要な基本的要件の充足ができていない場合に発生する。

ノーマライゼーション【P1】

障がいのある人や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

は行

発達障害者支援法【P26】

自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、学習障がい（LD）などの発達障がいのある者の援助等について定めた法律。平成16年12月10日公布、平成17年4月1日施行。

バリアフリー【P12】

高齢者、障がいのある人の生活の妨げとなるバリア（障壁）を改善し、両者が自由に活動できる生活空間のあり方。

バリアフリー新法【P32】

高齢者や障がいのある人が移動しやすいまちづくりを進めるため、旅客施設及びその徒歩圏内の経路を対象とする交通バ

リアフリー法と、一定の建築物の新築等を対象とするハートビル法を統合して拡充させたもので、正式名称を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」という。平成18年12月施行。

福祉教育【P14】

学校の児童・生徒に限らず、地域の住民等の福祉の心を育てる教育。福祉問題に目を向けた学習を通して地域福祉への関心と理解を深め、福祉問題を解決する力を身につけることをねらいとしている。

福祉的就労【P30】

一般就労が困難な障がいのある人が、各種の就労のための訓練施設や作業所で職業訓練等を受けながら作業を行うこと。

福祉避難所【P34】

災害時に高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児、病者等、一般的な避難所では生活に支障を来す人を受け入れてケアする避難所。バリアフリー化され、専門スタッフを配置した介護施設や学校を自治体が指定する。民間施設の場合は事前に協定を結ぶ。

法定雇用率【P30】

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定められている官公庁や事業所が雇用すべく義務づけられた障がい者雇用の割合。

補装具【P19】

身体機能を補完し、又は代替し、かつ長期間にわたり継続して使用されるもので、義肢、装具、車いす等の器具をいう。

ボランティア【P12】

一般的には報酬を目的とせず、自発的な意思に基づいて自分の労力等を他人や社会のために提供することを指す。その内容・形態は多様となっている。

ボランティアセンター【P23】

地区又は職場や学校においてボランティアに関する事務を行い、ボランティアの活性化を図る組織。日本では市区町村単位で社会福祉協議会と連携して設置されることが多い。ボランティア情報の収集と発信、ボランティアコーディネート業務、広報誌の発行、ボランティアに関する教育・研修の場、ボランティアの情報交換の場として機能している。

ま行

民生委員・児童委員【P21】

民生委員法に基づいて市町村の区域に設置され、市町村議会議員の選挙権を有する者の中から適任と認められる者が、市町村・県の推薦により厚生労働大臣から委嘱される。

任期は3年で、職務は①地域住民の生活実態の把握、②援助を必要とする者への相談・助言、③社会福祉施設への連絡と協力、④行政機関への業務の協力などである。また、児童福祉法による児童委員も兼ねている。

や行

ユニバーサルデザイン【P32】

特定の年齢・性別・国籍・心身状態の人を対象とするのではなく、様々な違いを超えて考慮し、計画・設計することや、そのような状態にしたもの。

ら行

ライフステージ【P27】

人生の各段階。乳幼児期・就学期・成人期・高齢期などに分けられる。

8-2 第2次障害者基本計画及び第3期障害福祉計画策定の経過

日時	内容
平成23年 9月30日(金)	障害者自立支援協議会 ・計画策定の概要(障害者基本計画等)
平成23年 11月21日(月)	第1回度会町保健福祉事業計画策定委員会 ・計画策定の概要(地域福祉計画、介護保険事業計画、障害者基本計画等) ・アンケート結果(地域福祉計画、介護保険事業計画、障害者基本計画等)
平成23年 11月30日(水)	関係団体等へのヒアリング調査
平成23年 12月20日(月)	第2回度会町保健福祉事業計画策定委員会 ・計画素案について(地域福祉計画、介護保険事業計画、障害者基本計画等)
平成24年 1月11日(水) ～1月22日(日)	パブリックコメントの実施
平成24年 1月20日(金)	障害者自立支援協議会 ・計画素案について(障害者基本計画等)
平成24年 2月3日(金)	第3回度会町保健福祉事業計画策定委員会 ・計画素案について(地域福祉計画、介護保険事業計画、障害者基本計画等)

8-3 度会町保健福祉事業計画策定委員会委員名簿

委員の区分	役職名	氏名
学識経験者	町議会産業福祉常任委員会委員長	木本 夕工子
福祉関係者	度会町民生・児童委員協議会 会長	徳田 守
医療関係者	森本医院 院長	森本 幸己
保健関係者	保健師	山下 弓子
関係団体 地域福祉	度会町社会福祉協議会 事務局長	中村 正樹
関係団体 介護	度会町居宅介護支援事業所 管理者	中西 徳代
関係団体 障害	障害者相談支援センタープレス 所長	淀谷 祥子
関係団体 障害	度会町手をつなぐ親の会 会長	溝口 周生
住民代表		山下 隆二
住民代表		小岸 米子
行政関係者	総務課長	八木 一夫
行政関係者	政策調整室長	西岡 一義

度会町第2次障害者基本計画
及び第3期障害福祉計画

平成24年3月

発行 度会町

編集 度会町 福祉保健課

〒516-2195 三重県度会郡度会町棚橋 1215-1
電話 0596-62-2413 FAX 0596-62-1138